

# 狹山市地域防災計画

令和 7 年 9 月

狹山市防災会議



## 狹山市地域防災計画の構成

- 第1編 総則・予防対策編
- 第2編 応急対策・復旧復興編
- 第3編 資料編・用語集

### 略語一覧

略語	内 容
市	狹山市
市本部	狹山市災害対策本部*
市本部長	狹山市災害対策本部長
県	埼玉県
県本部	埼玉県災害対策本部
県本部長	埼玉県災害対策本部長
県支部	埼玉県災害対策本部 所沢支部
県支部長	埼玉県災害対策本部 所沢支部長
水防管理者*	狹山市長
河川管理者	埼玉県（県土整備部 川越県土整備事務所）
道路管理者	狹山市（都市建設部） 埼玉県（県土整備部 川越県土整備事務所） 国土交通省（大宮国道事務所） 東日本高速道路株式会社（関東支社 狹山管理事務所）
鉄道事業者	西武鉄道株式会社
電気通信事業者	NTT 東日本株式会社 株式会社 NTT ドコモ NTT ドコモビジネス株式会社 KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社
電力事業者	東京電力パワーグリッド株式会社
都市ガス事業者	武州ガス株式会社、入間ガス株式会社
防災関係機関	埼玉県、埼玉西部消防組合狹山消防署、指定地方行政機関*、自衛隊、 指定（地方）公共機関、公共的団体
協定団体	災害時の応援、協力に関する協定を締結した団体、企業
（株）	株式会社
（公社）	公益社団法人
（一社）	一般社団法人

\*高速道路の道路管理者は国土交通大臣であるが、高速道路株式会社が国土交通大臣の権限を代行して高速道路の管理を行っている

(注) 本文中、「\*」の付いた用語は、第3編の「用語集」に解説があります



# 第1編 総則・予防対策編



## 第1編 総則・予防対策編 目次

第1章 総則	1
第1節 計画の目的・体系	3
第2節 災害環境	4
第3節 災害の想定	10
第4節 基本方針	18
第5節 市の防災体制等	21
第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	38
第7節 防災訓練	49
第2章 予防対策	51
第1節 自助・共助による防災力の向上	53
第2節 災害に強いまちづくり	59
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保	68
第4節 応急対応力の強化	72
第5節 情報の収集・伝達体制の整備	76
第6節 医療救護等対策	79
第7節 帰宅困難者対策	81
第8節 避難対策	83
第9節 災害時要配慮者対策	86
第10節 物資供給・輸送対策	91
第11節 市民生活の早期再建体制の整備	94
第12節 竜巻等突風対策	98
第13節 雪害対策	99
第14節 火山噴火への備え	101
第15節 複合災害予防	102
第16節 広域応援対策	104
第17節 大規模事故災害予防	105



# 第1章 総則



# 第1節 計画の目的・体系

## 1 計画の目的

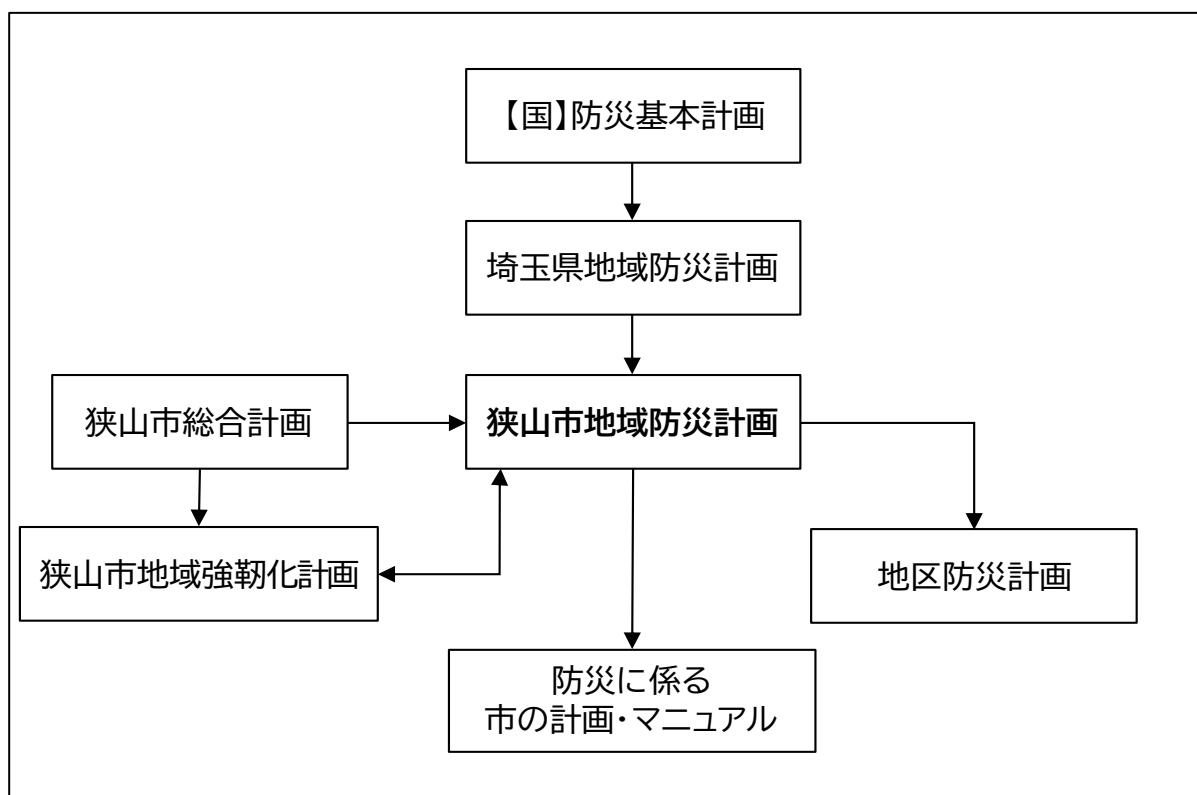
本計画は、災害対策基本法\*第42条の規定に基づき、市民の協力のもとに、地域に係る災害について予防し、被害の拡大を防ぐとともに災害の復旧を図り、もって市民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、狭山市防災会議（以下「市防災会議」という。）が定めるものである。

市防災会議は、本計画を適宜点検し、必要に応じて修正を行う。

## 2 計画の体系

本計画は、市の地域に係る災害対策に関する総合計画であり、埼玉県地域防災計画や指定地方行政機関及び指定（地方）公共機関等が作成する防災業務計画との整合を図るとともに、市の政策を定める狭山市総合計画や地域の強靭化に関する狭山市地域強靭化計画との整合を図る。

また、地域における共助による防災活動を推進するため、市の地域の一定の地区内の居住者等から、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画の提案があった場合は、必要に応じて地区防災計画を本計画に定める。



## 第2節 災害環境

## 第1 自然的条件

## 1 市の概要

本市は、埼玉県の南西部、武蔵野台地の一端に位置し、周囲は、東に川越市、西に飯能市、南に所沢市と入間市、北に川越市と日高市がそれぞれ接しており、東西に約 10.6km、南北に約 9.3km で、総面積 48.99 km<sup>2</sup>を有している。

市の中央やや北西寄りには、南西から北東にかけて、名栗に源を発し荒川へと注ぐ一級河川入間川が貫流しており、入間川の両岸には河岸段丘が形成され、斜面林が連なっている。市の南西部から市の南東部にかけて、不老川が流れおり、東京都瑞穂町からはじまる荒川系の小河川として、市を貫流し川越市で新河岸川に合流している。

また、市の南部には新田開発の名残をとどめる畠や平地林が広がり、緑豊かな田園景観を形成している。



## 【狭山市の位置】

## 2 地形・地質

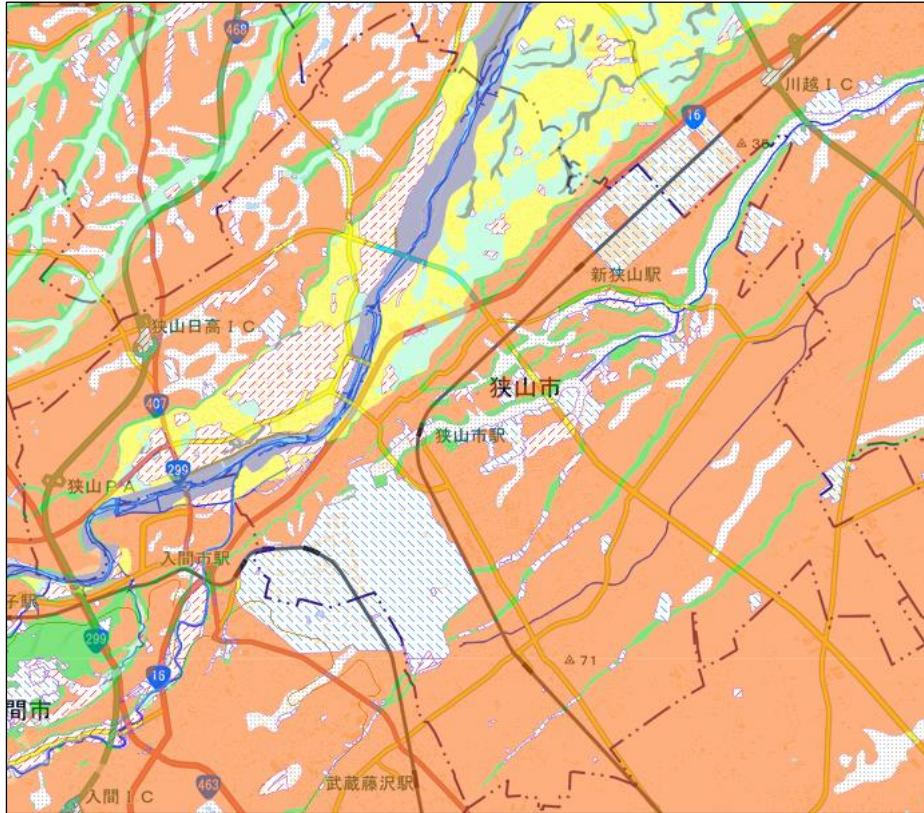
本市の地盤の特徴は、大別して台地、低地（扇状地）、埋土地（盛土地）の3つに分かれ  
る。

台地は、過去の多摩川によって運ばれた砂れき台地と、古箱根火山や古富士山の噴火による火山灰（関東ローム）が堆積した洪積層からなっており、これらは堆積後数万年を経過しているため半固結化しており、おおむね良好な地盤である。

低地は、古多摩川の扇状地が形成された時代に堆積した砂礁の上に、入間川によって上流部から運ばれた砂れき・砂・泥が堆積した沖積層からなっており、これらは堆積して数百～数千年を経過しているが、十分に固結しておらず、砂が比較的厚く堆積しているところや泥が堆積しているところでは、地震時の揺れが大きくなる可能性がある。

ただし、市の付近は比較的上流部にあたるため、このような軟弱地盤の地域はごく局所的であると考えられる。

台地上の浅い谷を埋め立てた場所や盛土したところでは、その工法にもよるが地盤条件は良好とは言えず、地震時には地盤の変状や盛土の崩壊が発生する可能性がある。



(出典: 国土交通省・国土地理院 土地条件図数値地図 25,000)

【市の土地条件図】

配色	分類項目	説明
緑	山地斜面等	山地・丘陵等の傾斜地
紫	崖	自然にできた急斜面
赤	地すべり(滑落岸)	山体の一部が土塊として移動した地形
黒	地すべり	地すべりの上部に出来た崖
オレンジ	更新世段丘	約1万年前に出来た台地
オレンジ	完新世段丘	約1万年前から現在までに出来た台地
ピンク	台地・段丘	溶岩により形成された台地や時代区分が明瞭でないもの
黒	山麓堆積地形	山麓部に堆積した岩屑等で出来ている地形
緑	扇状地	山麓部に堆積した砂れき等で出来た扇状の地形
黄	自然堤防	河川の氾濫により運ばれた砂等が、堆積して出来た微高地
黄	砂州・砂堆・砂丘	波浪、沿岸流、風によって運ばれた砂からなる小丘
オレンジ	天井川・天井川沿いの微高地	周囲の土地より川床が高い河川。その周辺の微高地
白	凹地・浅い谷	台地・段丘などに細水流や地下水の働きによって出来た低い所
水色	谷底平地・氾濫平地	河川の氾濫により形成された平坦地
水色	海岸平地・三角州	過去の海底が陸化した平坦地、河口部にあって粘土等からなる平地
黒	後背低地	自然堤防などの背後にある相対的に低い箇所。低湿地
黒	旧河道	河川流路の跡
紫	高水敷・低水敷・浜	河川の増水時に水没する部分。高波で冠水する沿岸の岩場等
青	湿地	常に土地が湿っているところ
水色	河川・水涯線および水面	海・河川・湖沼など、現在の水面
水色	旧水部	海、池、湖沼などを埋め立てた箇所、現在は丘陵
緑	農耕平坦化地	山地などを切り開いた農耕地
赤	切土地	山地などを切り開いた平地
赤	高い盛土地	高潮、洪水などの防御のため高く盛土した土地
赤	盛土地・埋立地	土をもって造成された、平地及び斜面
白	干拓地	水部を干して陸地化した土地
白	改変工事中の区域	調査時に、土地の改変工事が行われた土地

【土地条件図における区分】

### 3 気象

夏期は高温多湿、冬期は低温乾燥の気候で、四季の変化は明瞭である。過去3年間（令和4年～令和6年）の年平均気温は16.7度、年平均降水量は1,191.2mmである。（出典：埼玉西部消防局 消防年報2025）

### 4 活断層

直下型地震は活断層に起因していることから、近年、活断層に関する研究が盛んに行われている。

活断層の活動の度合いをA級（千年あたりの変位量が1m以上10m未満）、B級（10cm以上1m未満）、C級（1cm以上10cm未満）と区別することが多いが、市内にはこれら活断層は発見されていない。

## 第2 社会的条件

### 1 人口動態

本市の人口・世帯数の推移を国勢調査の結果からみると、大正時代から昭和40年までは緩やかな増加で推移していたが、昭和40年以降は高度経済成長期を背景とした首都圏のベッドタウンとして都市の性格を強め、団地造成やニュータウン等の宅地開発が進んだことにより、急激な増加傾向を示してきた。

その後、本市の人口は平成6年6月の163,647人をピークに減少傾向へと転じており、令和7年1月の人口は148,221人となっている。世帯数は72,840世帯で、年齢階層別では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が年々減少し、老人人口（65歳以上）は増加している。平成17年以降、老人人口は年少人口を上回っており、総世帯に占める高齢単身者世帯及び高齢夫婦世帯の割合は増加傾向にある。

【世帯数・人口の推移（各年1月1日現在）】

年	世帯数	人口（人）				対前年増減
		男	女	計		
令和	2	69,319	75,673	75,046	150,719	△942
	3	69,859	75,118	74,708	149,826	△893
	4	70,757	74,922	74,770	149,692	△134
	5	71,434	74,532	74,828	149,360	△332
	6	72,226	74,296	74,576	148,872	△488
	7	72,840	73,833	74,388	148,221	△651

### 2 産業の状況

狭山市は、市制施行後、工場誘致条例を制定し積極的に企業誘致を行い、その結果、市内各地に大型工場が進出し、高度成長期に自動車産業をはじめとする大規模な工業集積

が進展し、県下有数の工業都市となった。

また、昭和40年代後半から始まった大規模な住宅団地の開発により、首都圏の住宅都市としても発展し、狭山工業団地及び川越狭山工業団地の2か所の工業団地を有することになった。そして、製造品出荷額等が昭和57年に埼玉県下第1位になって以来、現在まで常に上位を維持している。

### 3 ライフライン\*

#### (1) 上水道

狭山市では、県水と自己水の2つの方法で得た水を水道水として供給している。

県水は、利根川と荒川の河川を水源とし、さいたま市にある県営大久保浄水場で浄水処理し送られてくるもので、堀兼浄水場、稻荷山配水場、水野配水場、笹井配水場で受水している。

自己水は、鵜ノ木浄水場で浄水処理する入間川の伏流水と井戸水、柏原浄水場、堀兼浄水場及び水野浄水場で浄水処理する井戸水で、総配水量のうち約95%が県水、残りの約5%が自己水となっている。市内の上水道普及率は、99.35%（令和6年度）である。

#### (2) 下水道

狭山市の公共下水道は、複数の自治体の汚水を埼玉県が管理・運営する処理場に集める流域関連公共下水道である。

具体的には、狭山市、川越市、所沢市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町、川島町及び吉見町の10市3町で構成された荒川右岸流域下水道に属し、各市町の公共下水道管を流れている汚水は、埼玉県が管理する流域下水道を経由して、和光市にある新河岸川水循環センターで最終処理をして新河岸川に放流している。

市内の下水道普及率は97.05%（令和6年度）、水洗化率は98.99%（令和6年度）である。

#### (3) 都市ガス

市内の都市ガスは、武州ガス（株）、入間ガス（株）が供給している。大部分は武州ガスの供給エリアであるが、首都圏中央連絡自動車道狭山PA付近に入間ガスの供給エリアがある。

#### (4) LPガス

令和6年度現在、埼玉県LPガス協会西武支部の会員のうち狭山市内にあるのは16社である。

災害時は、支部長を中心に各社が連携してLPガスの災害復旧に取り組むほか、市の災害対策の協力（避難所等へのLPガス等の優先供給及び運搬）を行う体制をとっている。

また、災害時対応型液化石油ガス中核充填所と連携し、ガス自家発電機、データ通信可能な非常用衛星通信端末等を活用して停電対応、LPガスの安定供給を図る体制を確保している。

### 4 交通

#### (1) 道路

道路は、川越市方面から八王子市方面に向かう国道16号と所沢市へ向かう県道所沢狭山線をそれぞれ東西軸、南北軸とし、他に飯能市・秩父市方面に向かう国道299号、東松

山市・熊谷市方面に向かう国道407号、首都圏中央連絡自動車道等が主要道路をなしている。

### (2) 鉄道

鉄道は、市内に西武新宿線と西武池袋線の2線4駅があり、いずれも、都心までのアクセスが良好であり、利便性が高い。

駅別乗降人員（1日平均/人）

路線名	駅名	令和3年度	令和4年度	令和5年度
西武新宿線	入曽	14,168	15,393	15,892
	狭山市	32,066	35,140	36,729
	新狭山	15,973	16,641	17,091
西武池袋線	稻荷山公園	7,518	8,657	8,986

## 第3 災害の履歴

### 1 地震災害

本市周辺で発生した主な地震災害は、次のとおり。

発生年	名 称	M* (マグニチュード)
1649（慶安2）年	川越を震央とした地震	7月：M7.1 9月：M6.4
1703（元禄16）年	元禄地震	M7.9～8.2
1791（寛政3）年	川越・蕨を震央とした地震	M6.0～6.5
1855（安政2）年	江戸地震	M7.0～7.1
1859（安政6）年	立川・多摩を震央とした地震	M6.3
1923（大正12）年	関東大震災	M7.9
1931（昭和6）年	西埼玉地震	M6.9
1968（昭和43）年	埼玉県中部を震央とした地震	M6.1
2011（平成23）年	東北地方太平洋沖地震	M9.0

これらの地震による埼玉県内の被害は比較的少なく、死者・行方不明者約15万人を出した関東大震災においても県内の死者・行方不明者は323人（1都6県で3番目に少ない数）であった。

### 2 風水害

近年、市内で発生した風水害のうち、比較的被害の大きいものは次のとおり。

#### (1) 洪水・土砂災害

市では、昭和41（1966）年9月25日の台風第26号で、負傷者11名、全壊家屋17棟、

半壊家屋 323 棟、一部破損家屋 10,660 棟の建物被害のほか、道路冠水、農作物被害等の大きな被害が発生し、災害救助法\*が適用された。平成 28 (2016) 年 8 月 22 日の台風第 9 号では、日最大 1 時間降水量 103mm を記録する激しい雨となり、河川の氾濫が各所で発生した。この災害により、床上浸水 58 棟、床下浸水 292 棟、河川被害（不老川 22 か所、久保川 1 か所、入間川 2 か所）など多数の被害が発生した。また、避難所を 7 か所開設し、20 人の避難者を受け入れた。

令和元(2019)年 10 月 12 日の台風 19 号では、東日本と東北地方を中心に広い地域で記録的な大雨となり、1 都 12 県で大雨特別警報が発表された。本市においても、初めて大雨特別警報が発表されたことを受け、市として初めてレベル 4 の避難勧告及び避難指示\*を発令した。このような状況において、人的被害や浸水による大規模な住宅被害等は発生しなかったものの、最終的に避難所等を 25 か所開設、避難者数が最大 1,458 人に至るなど、今までに経験したことがない規模の災害対応となった。

その他にも、台風や前線による大雨や局地的な集中豪雨、雷雨により、床下・床上浸水、道路冠水や公共土木被害が発生している。また、強風や降ひょうのほか、近年は降雪による被害も発生した。

さらに、入間川沿いの河岸段丘に、連続して土砂災害危険箇所等が分布するため、大雨時には土砂災害の危険性をはらんでいる。

## (2) 雪害

平成26（2014）年2月14～15日の大雪により、農業用ハウス、カーポート、家屋等の物的被害、倒木被害があったほか、人的被害が24人発生した。

平成28（2016）年1月28日の大雪により、農業用ハウス、カーポート、家屋等の物的被害、倒木被害があったほか、人的被害が21人発生した。

## 第3節 災害の想定

### 1 地震の想定

#### (1) 埼玉県地震被害想定調査

県が平成24・25年度に実施した地震被害想定調査において、東京湾北部地震、元禄型関東地震、茨城県南部地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震について被害想定調査を実施した結果、本市に最も大きな影響を与える地震は立川断層帯地震（破壊開始点：南）であったことから、同地震を本市の被害想定対象地震と位置付ける。



【想定地震の断層面の領域整理図（埼玉県資料）】



【立川断層帯地震の想定震源（埼玉県資料）】

被害想定を行った5つの地震の震源、規模、発生確率等は次のとおり。

【想定地震の震度分布】

地震のタイプ	想定地震	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	7.3	※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見にも基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

※地震調査研究推進本部による長期評価を参照

被害想定を行った5つの地震による震度分布及び被害想定の概要は次のとおり。

【想定地震の震度分布】

地震	特徴的事項
東京湾北部地震 (M7.3)	最大震度は6強である。震度6強の地域は南東部県境からおおむね4kmの範囲に集中する。
茨城県南部地震 (M7.3)	最大震度は6強である。県東部の中川低地において震度6強の地域が散在し、震度6弱の地域が集中して分布する。
元禄型関東地震 (M8.2)	最大震度は6弱である。川口市、草加市、八潮市の一部に震度6弱の地域が集中して分布し、最大震度が6弱となる市区町村は、南東部を中心に20市区町存在する。
関東平野北西縁断層帯地震 (M8.1)	最大震度は7である。中部から北部の断層近傍では、震度6強以上の地域が広い範囲にわたって存在する。
立川断層帯による地震 (M7.4)	最大震度は6強である。最大震度が6強となる市区町村は、南西部に5市（北パターン）、2市（南パターン）存在。震度6強の地域は、南西部の断層近傍に存在する。

【5タイプの地震における市の被害想定】

被害項目	想定日時および状況	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震
破堤開始点					中央	南
最大震度	震災直後	5強	5弱	5強	6弱	6弱
全壊数（棟）	震災直後（揺れ+液状化）	0	0	0	16	138
半壊数（棟）	震災直後（揺れ+液状化）	56	0	19	464	1,680
焼失数（棟）	冬18時（8m/秒）	15	7	15	17	78
死者数（人）	夏12時（8m/秒）	0	0	0	1	7
	冬5時（8m/秒）	0	0	0	1	10
	冬18時（8m/秒）	0	0	0	1	8
負傷者数（人）	夏12時（8m/秒）	9	0	5	84	216
	冬5時（8m/秒）	10	0	3	82	304
	冬18時（8m/秒）	12	1	5	80	230
断水人口（人）	1日後	11,118	0	193	948	6,359
避難者数（人）	1日後（冬18時、8m/秒）	58	19	45	243	1,127
避難者数（人）	1週間後（冬18時、8m/秒）	796	19	45	311	1,367
帰宅困難者数（人）	震災後（平日12時）	10,134	4,602	10,043	10,427	10,228

（出典：平成24・25年埼玉県地震被害想定調査報告書）

## 【被害予測結果（立川断層帯地震（破壊開始点：南）】

被害項目	発生条件	冬5時		夏12時		冬18時		
		風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s	
建物被害	全壊	棟	151	152	165	168	213	221
合計	半壊	棟			1,690			
揺れ	全壊	棟			138			
	半壊	棟			1,679			
液状化*	全壊	棟			0			
	半壊	棟			1			
急傾斜地崩壊	全壊	棟			5			
	半壊	棟			11			
火災	全出火件数	件	0.4		0.8		2.0	
	焼失棟数	棟	9	10	23	25	70	78
廃棄物	万トン		3.2	3.2	3.5	3.6	4.6	4.8
電力	停電世帯数（直後）	世帯			3,452			
	停電人口（直後）	人			8,807			
	停電率（直後）	%			5.66			
	停電世帯数（1日後）	世帯	535	536	552	554	607	616
通信	停電人口（1日後）	人	1,365	1,368	1,407	1,415	1,549	1,572
	停電率（1日後）	%	0.88	0.88	0.90	0.91	0.99	1.01
都市ガス	不通回線数	件	30	30	43	45	87	95
	不通率	%	0.05	0.05	0.07	0.07	0.14	0.15
水道	供給停止件数	件			20,982			
	供給停止率	%			85.6			
下水道	断水率（1日後）	%			4.1			
	断水世帯数（1日後）	世帯			2,492			
	断水人口（1日後）	人			6,359			
人的被害	被害率	%			14.1			
	機能支障人口	人			20,345			
避難者	死者	人	10	10	7	7	8	8
	負傷者	人	304	304	216	216	230	230
	うち重傷者	人	14	14	14	14	13	13
市内で発生する帰宅困難者数 <sup>※1</sup>	1日後	人	947	950	984	990	1,106	1,127
	1週間後	人	1,188	1,190	1,224	1,231	1,347	1,367
	1か月後	人	947	950	984	990	1,106	1,127
避難所避難者のうち要援護者*（1週間後）	人	平日		休日				
		12時	18時	12時	18時			
		10,228	6,644	7,809	5,416			
		10,077	5,768	7,677	4,583			
エレベーター	停止台数（直後）	台			25			
	停止率（直後）	%			6.7			
1日当たりのし尿発生量	kl				1.6			

(小数点以下の数値を四捨五入している関係で合計値が一致しない場合あり)

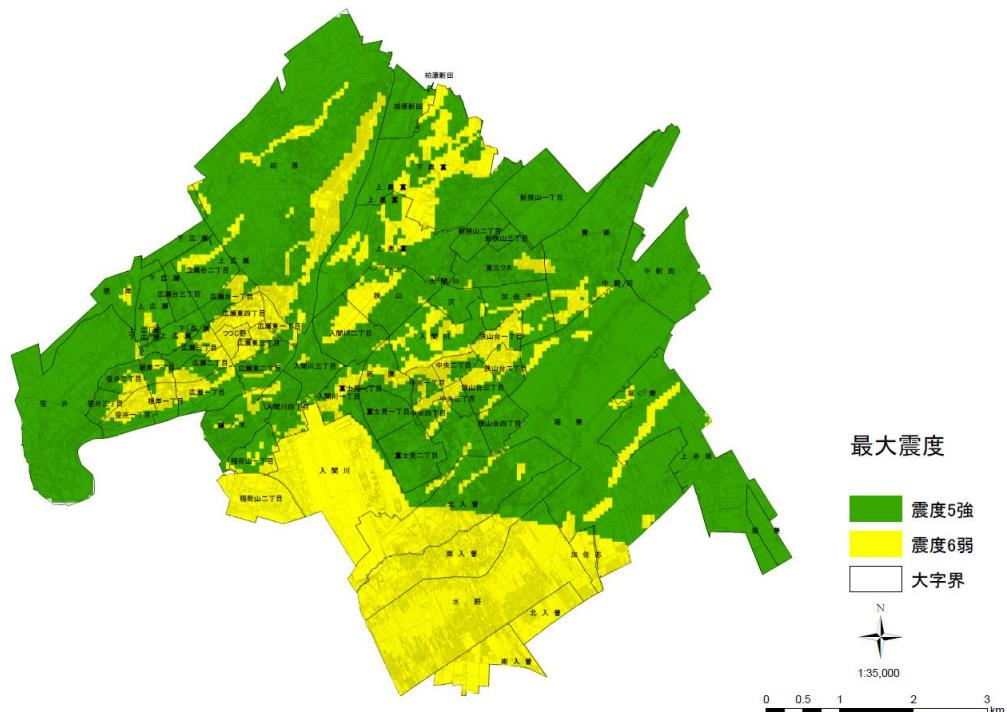
※1 上段は内閣府の手法による帰宅困難率、下段は県の手法による帰宅困難率の予測値

(出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書)

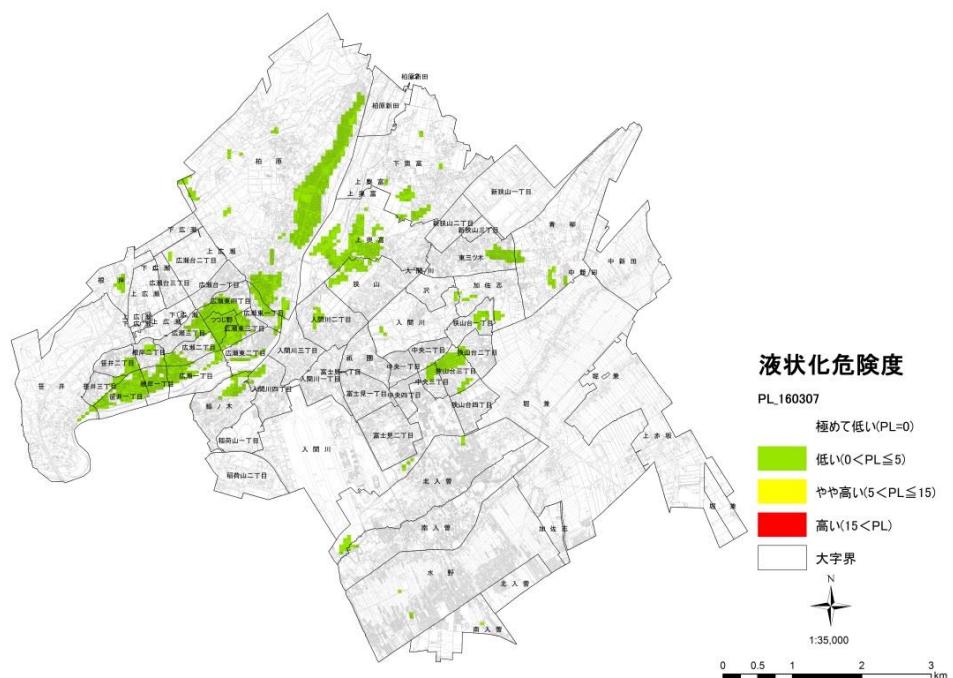
## (2) 狹山市地震被害想定調査

埼玉県被害想定調査結果を参考に、市では最も被害が大きくなる立川断層帯地震（破壊開始点：南）について、50m メッシュによる詳細な地震予測計算を実施し、これに基づく被害想定調査を実施している。

本市の震度は、震度5強から震度6弱と推定されており、想定震度分布、液状化、建物倒壊危険度図及び被害想定の概要は次のとおり。

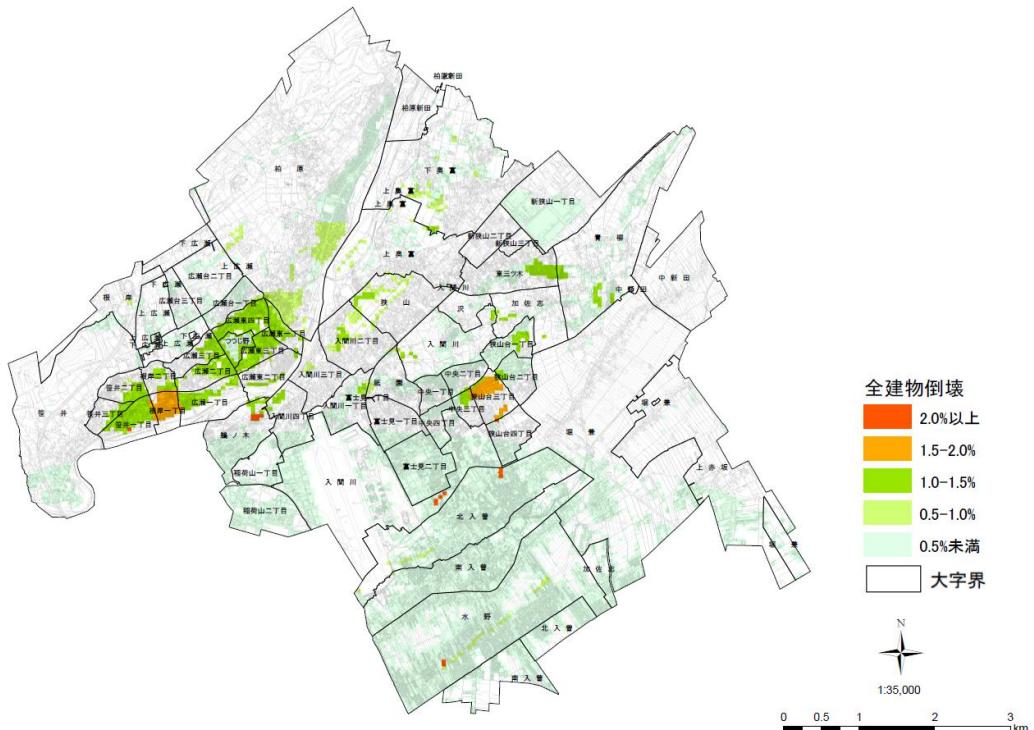


【狭山市想定震度分布（立川断層帯地震）】



【狭山市想定液状化分布（立川断層帯地震）】

立川断層帯地震（破壊開始点：南）が発生した場合、市における建物の全壊数は39棟、半壊数は890棟、火災による焼失棟数は5.9棟（冬18時）、1.4棟（夏12時）、死者数（夜間）は4人、死者数（昼間）は1人、避難者数（発生から1週間後）は408人、帰宅困難者\*数は9,277人に上る。ライフラインの被害（冬18時 8m/s）は、断水人口が7,610人に上る。



【狭山市想定建物倒壊率分布（立川断層帯地震）】

【狭山市の被害想定（立川断層帯地震）】

調査項目	単位	地区							市全体									
		入間川	入曾	堀兼	奥富	柏原	水富	新狭山										
50mメッシュごと																		
<b>地震動の予測</b>																		
震度分布（震度）																		
50mメッシュごと																		
<b>液状化の予測</b>																		
液状化危険度（PL値）																		
50mメッシュ、地区・字ごと																		
<b>建物被害の予測</b>																		
建物倒壊率（%）																		
全壊棟数（棟）		5.5	17.4	0.0	0.4	0.0	14.0	0.0	1.9									
半壊棟数（棟）		189.9	367.4	43.8	24.9	35.0	186.3	2.5	40.5									
地区・字ごと																		
<b>火災の被害予測</b>																		
炎上出火件数（冬18時）（件）		1.0	3.2	0.4	0.2	0.4	0.5	0.0	0.2									
炎上出火件数（夏12時）（件）		0.2	0.8	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1									
地区・字ごと																		
<b>人的被害</b>																		
建物死者数（夜間）（人）		0.6	1.1	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.6									
建物死者数（昼間）（人）		0.3	0.1	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.5									
建物負傷者数（夜間）（人）		27.1	55.9	6.0	3.4	5.3	26.9	0.3	5.2									
建物負傷者数（昼間）（人）		25.4	52.4	5.6	3.2	4.9	25.2	0.3	4.9									
市ごと																		
急傾斜地の予測																		
急傾斜地崩壊危険度（3段階ランク）		市全体で危険度の高い箇所（ランクA）は無く、やや高い箇所（ランクB）が8箇所、低い箇所（ランクC）が15箇所																
ライフライン被害																		
ライフライン被害は全市で調査（冬18時 8m/sの場合）																		
上水道（断水人口）（人）		2,056	2,553	0	571	901	264	0	1,265									
生活支障																		
避難者（発生から1週間後）（人）		99	145	13	3	7	98	2	40									
帰宅困難者（流入）（人）		H19年埼玉県手法: 10,138人（15歳未満通学者含む）、H25年内閣府手法: 9,277人（15歳未満通学者含む）																
帰宅困難者（流出）（人）		H19年埼玉県手法: 26,272人（15歳未満通学者含む）、H25年内閣府手法: 21,344人（15歳未満通学者含む）																

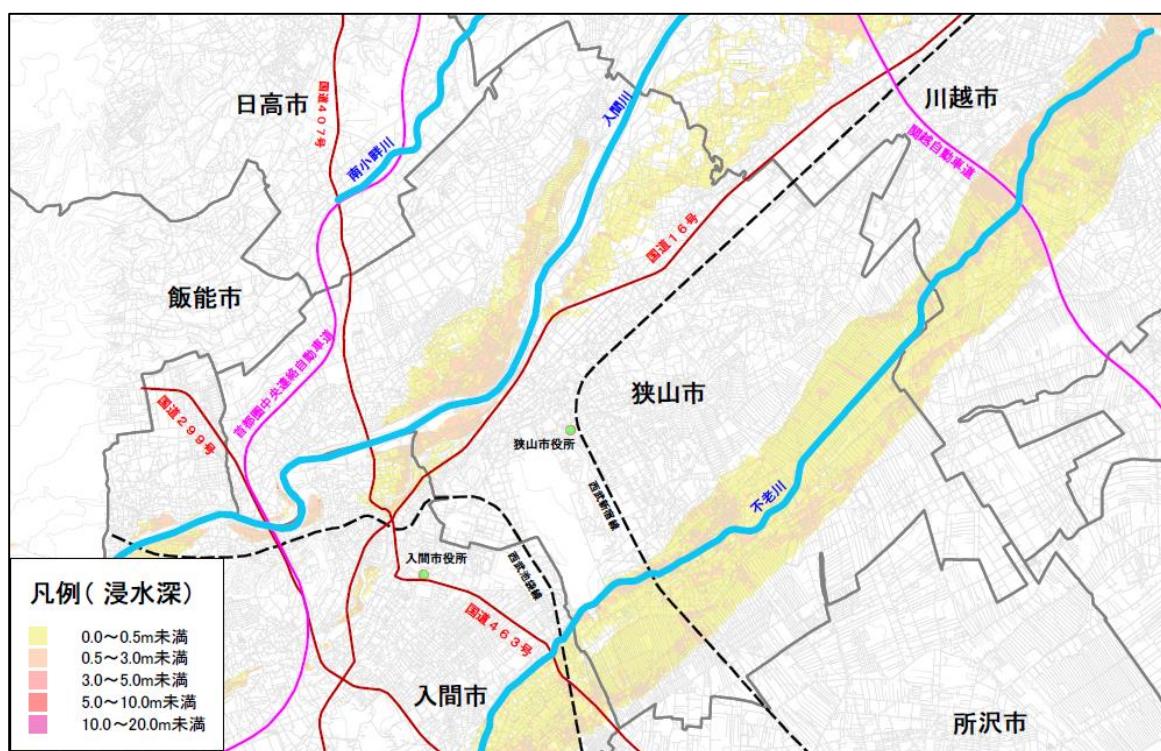
（注）埼玉県地震被害想定調査は250mメッシュにより実施されていることから、狭山市地震被害想定調査における被害想定とは差異が生じる

## 2 洪水被害

埼玉県管理の主要な河川については想定最大規模の降雨で氾濫した場合の浸水想定が行われている。入間川の氾濫による洪水が発生した場合、左岸側の水富地区や柏原地区、右岸側では入間川地区や奥富地区の浸水が想定されている。

一方、不老川は、荒川水系新河岸川支流の一級河川であり、河川水のほとんどが流域の生活排水と雨水で占められる典型的な都市河川であり、川幅も狭いため局地的大雨（ゲリラ豪雨）でも短時間で水位が上昇し、いっ水する危険性がある。本市の都市構造は、入間川や不老川といった河川が東西に流れ、河川際に市街地が形成されており、水害を中心には様々な災害リスクを抱えている。

埼玉県が作成した洪水浸水想定区域図によると、各河川の沿川地域において、0.5～3.0m（一階床上浸水程度）又は～0.5m（床下浸水程度）の浸水が想定されている。また、一部では、3m以上以上の浸水が想定されている箇所もある。



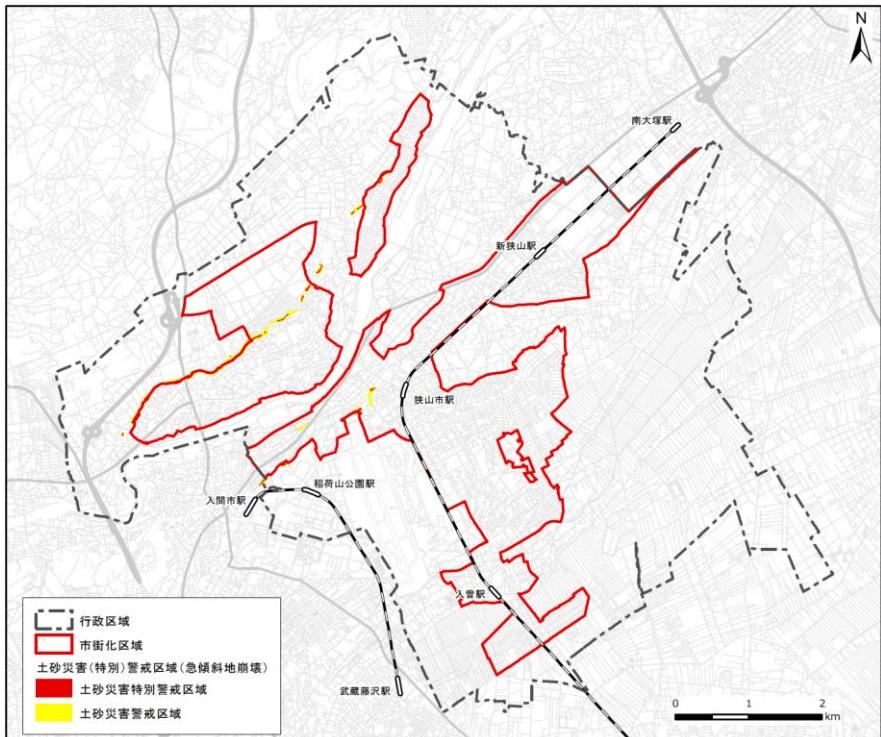
【浸水想定区域等の分布】

## 3 内水被害

都市化の進んだ中心部やアンダーパス、凹地などで被害の発生が予想される。

## 4 土砂災害

「土砂災害警戒区域\*等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）により、警戒避難体制を整備すべき土砂災害警戒区域及び同法により建築構造等が規制される土砂災害特別警戒区域\*が指定されており、市内では急傾斜地の崩壊のおそれがある入間川地区、柏原地区及び水富地区の河岸段丘の斜面など25か所が指定されている。（「資料編 第9 災害環境」を参照）



【土砂災害警戒区域等の分布】

## 5 降ひょう被害

本市が位置する県西部は関東北部山地や秩父山地で発達した雷雲の通過地域にあたるため、降ひょうによる被害の発生が予想される。平成 8 年 7 月の降ひょうでは農業ハウス、家屋等の被害のほか、15 人の人的被害も発生している。

## 6 降雪被害

本市は比較的温暖な太平洋側気候に位置するため、冬季の降水量は少なく、降雪による大きな被害が生じることはまれであった。しかし、平成 26 年 2 月には関東地方でも寒気の張り出しと発達した低気圧により、積雪 55cm を観測し、24 人の人的被害など記録的な被害が発生した。また、平成 28 年 1 月には 11cm の積雪、平成 30 年 1 月には 35cm の積雪を観測し、倒木や農業ハウス等の被害のほか、人的被害も発生している。近年は、南岸低気圧による降雪も観測されており、今後降雪による被害の発生も予想される。

## 7 竜巻被害

竜巻は積乱雲に伴う上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m 以上で、数 km にわたって移動するため、被害地域は帯状になる特徴がある。

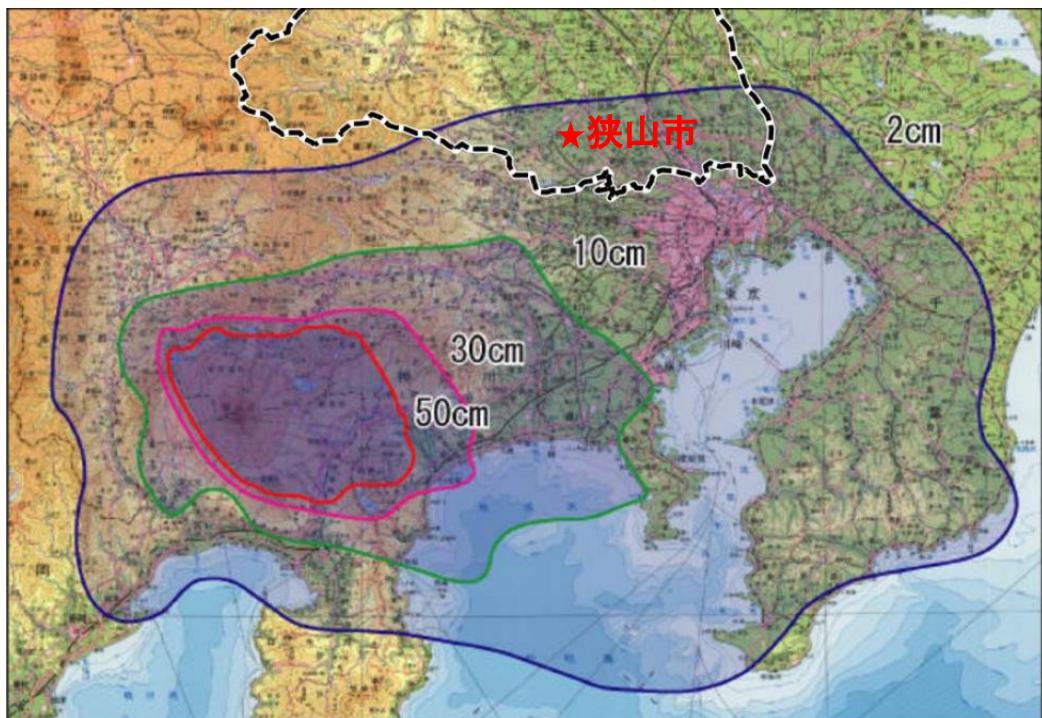
本市ではこれまで竜巻による被害は確認されていないが、近年、県内で竜巻による被害が多数発生した。竜巻は台風シーズンの 9 月に最も多く発生するが、季節や場所を問わずどこでも発生する可能性があるため、市外で発生した竜巻が市内に移動して被害をもたらす可能性もある。

## 8 火山噴火による降灰被害

内閣府では、富士山山頂又はその周辺で噴火が想定される地域において、宝永規模（1707年の大噴火）の大噴火が発生した場合に降り積もる火山灰の厚さの分布を予測している。

この予測によると市内では2~10cm程度の厚さの降灰が予想される。なお、風向きによってはそれ以上の厚さとなる可能性もある。

降灰によって、交通支障、停電、断水といったライフラインへの被害のほか、目や皮膚、気管や肺などの呼吸器系を中心に人体への健康被害がもたらされる可能性がある。



【富士山の噴火による降灰範囲と堆積量予測】

〈富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）に加筆〉

## 第4節 基本方針

### 第1 防災対策の基本方針

市は市民等の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、いち早く復旧復興を果たすことを目的として、災害に対する事前の備え（予防対策）、災害発生時の迅速な対応（応急対策）、災害発生後の速やかな生活再建（復旧復興）に取り組む。

各取組を進めるに当たっての基本方針は次のとおり。

#### 1 自助・共助・公助の連携による地域防災力の向上

大規模災害の発生時には、行政自体が被災し、公助が十分に機能しない状況も想定される。そのような中、救出・救護の実施に当たって最も重要なのは地域住民同士の助け合いによる共助の取組であることはこれまでの多くの事例が示している。

特に、災害発生時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者に対する支援の実施に当たっては、自主防災組織をはじめとした地域コミュニティの協力が必要不可欠である。

そのため、市は自助・共助の取組の強化に向けた普及啓発活動に努めるとともに、自主防災組織の活動促進に向けた支援を行うことで、市民と行政の協働による地域防災力の向上を図る。

#### 2 組織活動による災害対応力の強化

災害発生時には、市本部の体制を確立し、各班が自らの役割を果たすとともに、防災関係機関と情報を共有し、組織的な災害対応が可能となる体制の構築に努める。

立川断層帯地震をはじめとした大規模災害に対しては、自衛隊をはじめとした応援部隊を最大限に活用し、被害を最小限にするため、応援の円滑な受け入れが可能となる受援体制の構築に努める。

#### 3 被災者の生活支援

大規模災害の発生時には、自宅での生活が困難となった多くの住民が避難所での生活を余儀なくされることから、避難所の迅速な開設はもちろんのこと、避難所の安全の確保や良好な生活環境の確保が必要となる。避難所の運営に当たっては、近年の大規模災害における教訓や女性や災害時要配慮者等の視点を取り入れるよう努める。また、避難所以外で生活する被災者に対しても適切な支援が行われるよう努める。

さらに、避難所等で生活する被災者の健康状態の把握のための予防的な活動や適切な福祉サービスが提供されるよう努める。

罹災証明書\*の発行や応急仮設住宅への入居を迅速に行うなど、被災者の生活再建に向けた支援を実施する。

## 第2 減災目標

本市に最も大きな影響を与える立川断層帯地震を想定した減災目標を次のとおり設定し、可能な限り早期の達成を目指す。

### 【減災目標（立川断層帯地震を想定）】

減災目標	目標達成のための主な対策
死者・負傷者を50%に減少させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の耐震化の推進</li> <li>・家具の転倒防止対策の推進</li> <li>・感震ブレーカーの設置の推進</li> <li>・自主防災組織、消防団等の初期消火力の強化 など</li> </ul>
災害発生から一週間で、避難所で生活する避難者数を50%に減少させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の耐震化の推進</li> <li>・被災建築物応急危険度判定*の実施体制の整備</li> <li>・ライフラインの早期復旧体制の整備 など</li> </ul>
災害発生後60日以内に、ライフラインを95%以上復旧する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフライン施設・設備の耐震化の推進</li> <li>・設備構成の多重化・多様化の推進 など</li> </ul>

## 第3 計画の効果的な推進

計画の効果的な推進に当たっては、次の事項に重点的に取り組む。

### 1 自助・共助による取組の推進

災害による人的被害や経済被害を軽減し、市民の安全・安心を確保するためには、行政が主体となって行う公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要である。

個人や家庭、自治会・自主防災組織等の地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組を進めていくことを基本的な考え方とする。

### 2 ジェンダー主流化をはじめとした多様な視点の尊重

男女双方の視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針の決定過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、ジェンダー主流化や性の多様性の尊重をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を推進する。

### 3 広域的な連携の推進

県内市町村のほか、県外の市町村との相互応援による連携強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進する。

#### 4 人的ネットワークの強化

市、県、防災関係機関、災害時応援協定締結団体等は、災害時に迅速かつ確実に連絡が取り合えるよう、平素から顔の見える関係性の構築に努め、強固な協力関係のもとに防災対策を推進する。

#### 5 デジタル化の推進

効果的かつ効率的な防災対策を行うため、AI\*、IoT\*、クラウドコンピューティング技術\*、SNS\*の活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

#### 6 計画に基づくマニュアル等の整備

本計画を効果的に推進するため、計画に基づくマニュアル等を整備するとともに、訓練等の実施を通じて職員への周知を行う。

本計画及びマニュアル等については、訓練や実災害への対応から得られた教訓等を反映するため、適宜点検し、必要に応じて修正を行う。

## 第5節 市の防災体制等

市は、基礎的な地方公共団体として、市民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。

### 第1 市の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 1 市

##### (1) 災害予防

- ア 防災に関する組織の整備に関すること
- イ 防災に関する訓練の実施に関すること
- ウ 防災に関する物資・資機材等の備蓄、整備及び点検に関すること
- エ 防災に関する施設・設備等の整備及び点検に関すること
- オ 防災のための知識の普及、教育及び訓練に関すること
- カ その他、災害応急対策の実施の支障となる状態等の改善に関すること

##### (2) 災害応急対策

- ア 避難の指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること
- イ 消防、水防及びその他の応急処理に関すること
- ウ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
- エ 被災者の救難、救助及びその他の保護に関すること
- オ 被災児童生徒の応急教育に関すること
- カ 施設及び設備の応急復旧に関すること
- キ 水の確保及び供給に関すること
- ク 清掃、防疫及びその他の保健衛生に関すること
- ケ 交通の規制及びその他の災害時における社会秩序の維持に関すること
- コ 緊急輸送の確保に関すること
- サ その他、災害の抑止又は拡大防止に関すること

##### (3) 災害復旧

- ア 被災者の生活再建に関すること
- イ 被災施設の復旧に関すること
- ウ 国、県との連絡調整、財政金融等に関すること
- エ その他、災害復旧に当たって必要な手続き等に関すること

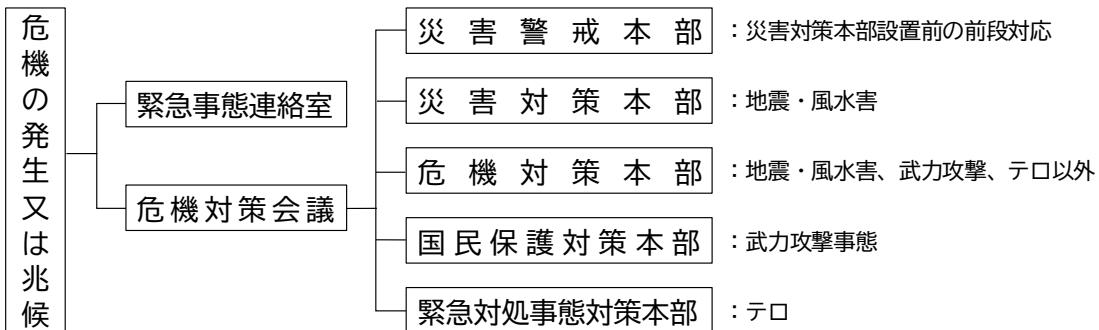
#### 2 狹山市消防団

- ア 消防知識の普及啓発に関すること
- イ 火災発生時の消火活動に関すること
- ウ 被災者の救助・救援に関すること
- エ 市が実施する応急対策への協力に関すること

## 第2 市の防災体制

### 1 応急活動体制の施行

市に影響を及ぼす災害等に対応するため、危機管理体制を次のとおり定める。



【危機管理体制フロー】

体制	所掌事務	構成
緊急事態連絡室	危機対策会議の事務局的機能として、初動の体制を判断するための情報収集及び資料作成を行う。	危機管理監、危機管理課職員
危機対策会議	様々な危機に対して、これに対応するために設置する本部を決定する。	市長、副市長、危機管理監、該当事案担当部長、危機管理課長
災害警戒本部	市内に災害が発生するおそれがある場合に臨時に設置され、災害に備えるための対策を行う。	「5 災害警戒本部」を参照
災害対策本部	市内に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に臨時に設置され、災害対策を行う。	「6 災害対策本部」を参照
危機対策本部	地震・風水害、武力攻撃、テロ以外の大規模な災害が発生した場合に臨時に設置され、応急対策活動を行う。	災害対策本部の構成に準ずる
国民保護対策本部	武力攻撃事態が発生した場合に臨時に設置され、応急対策活動を行う。	災害対策本部の構成に準ずる
緊急対処事態対策本部	テロが発生した場合に臨時に設置され、応急対策活動を行う。	災害対策本部の構成に準ずる

### 2 非常配備体制

地震、風水害に対する市職員の非常配備体制は次のとおり。市は、災害時に必要な職員を円滑に配備できるよう、平常時から勤務時間内外を考慮した職員の参集・動員計画や職員名簿を整備する。

### 3 体制の種別及び配備基準

#### (1) 警戒体制（災害対策本部を設置せず、災害警戒本部をもって警戒に当たる態勢）

## ア 第1配備

災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を主務として活動する態勢

## イ 第2配備

軽微な災害が発生した場合において、災害状況の調査及び非常態勢の実施に備えて活動する態勢

## (2) 非常体制（災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する態勢）

## ア 第1配備

相当規模の災害が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように職員を配備して活動する態勢

## イ 第2配備

激甚な災害が発生した場合において、組織及び機能の全てをあげて活動する態勢

## 4 災害時の体制の設置・廃止基準

## ア 地震災害時の体制

地震災害時の体制の設置及び廃止基準は次のとおり。

## 【地震災害時の体制の設置・廃止基準】

体制	設置・廃止基準	
災害対策本部 ・非常体制第1配備 ・非常体制第2配備	設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市域に震度5弱以上の地震が発生した場合（自動設置）</li> <li>●市域に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で危機対策会議が必要と認めた場合</li> <li>●南海トラフ地震*臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</li> <li>●その他、災害対策本部の設置が必要と認めた場合</li> </ul>
	廃止	災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたとき

## イ 風水害時の体制

風水害時の体制の設置及び廃止基準は次のとおり。

## 【風水害時の体制の設置・廃止基準】

体制	設置・廃止基準	
災害警戒本部 ・第1配備体制	設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●狭山市に気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条に基づく一般の利用に適合する予報及び警報で大雨警報又は洪水警報が発表されており、今後も継続する見込みがある場合</li> <li>●危機対策会議が必要と認めた場合</li> </ul>
	廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第1配備体制から第2配備体制に移行する場合</li> <li>●災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたとき</li> </ul>
災害警戒本部 ・第2配備体制	設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入間川新富士見橋観測所の水位が避難判断水位に達し、今後も水位の上昇が見込まれる場合</li> <li>●土砂災害警戒情報*が発表された場合</li> </ul>

体 制	設置・廃止基準	
		●不老川の入曾調節池が満水になる見込みのある場合 ●危機対策会議が必要と認めた場合
	廃止	●災害対策本部を設置する場合 ●災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策がおおむね完了したと認めたとき
災害対策本部 ・非常体制第1配備 ・非常体制第2配備	設置	●市域に甚大な災害が発生し、又は発生するおそれが予測される場合で、危機対策会議が必要と認めた場合 ●狭山市に気象業務法に基づく、特別警報が発表され、災害対策本部の設置の必要が認められる場合
	廃止	●災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めたとき

## 5 災害警戒本部

災害警戒本部の組織、職制及び分担業務は次のとおり。

なお、災害警戒本部の体制は市長が決定する。

【狭山市災害警戒本部組織系統】

職 名	担当者	職 務
本部長	市長	災害警戒本部の事務を統括し、災害警戒本部職員を指揮監督する
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する
本部長付	危機管理監	災害に関する情報の全体的な集約を行うとともに、災害に対する応急対策及び復旧対策の立案並びに総合調整等の事務に従事する
本部員	都市建設部長	
本部付	危機管理課長	関係各部との連絡、災害に関する情報収集、応急対策の実施状況等に係る情報収集等の事務に従事する

担当名	責任者	班 名	課 名	第1配備	第2配備
広報業務担当	広報課長	1班	広報課	2人	2人
		2班	企画課	1人	1人
管理業務担当	職員課長	1班	財産管理課	1人	2人
		2班	職員課 総務課	1人 1人	3人 1人
		1班	危機管理課 交通防犯課 自治文化課 市民相談課 福祉政策課 こども政策課 介護保険課	全職員 全職員 1人 1人 1人 1人 1人	全職員 全職員 2人 1人 1人 1人 1人
		2班	市民課 市民税課 資産税課	2人 1人 1人	4人 2人 2人

担当名	責任者	班名	課名	第1配備	第2配備
			収税課	1人	2人
			産業振興課	1人	1人
			商業観光課	1人	1人
			農業振興課	1人	2人
			教育総務課	1人	1人
			教育指導課	1人	2人
			その他事務局	1人	4人
応急業務担当	建設総務課長	1班	建設総務課 都市計画課 市街地整備課 道路整備課 道路維持課 開発審査課 建築審査課 みどり公園課	4人 1人 1人 1人 6人 1人 1人 2人	全職員 2人 2人 2人 全職員 3人 5人 2人
	経営課長	2班	経営課 水道施設課 下水道施設課	1人 1人 1人	4人 4人 4人
各地区担当	各地区センター所長及び地域交流センター所長		各地区センター及び地域交流センター	各1人	各2人

## 【狭山市災害警戒本部各班の分担業務】

担当		分担業務
広報業務担当 (責任者:広報課長)	1班	●市民への情報提供(市公式ホームページ等)
	2班	●他の業務担当への協力 ●非常体制に移行した場合の部内連絡(庶務担当課)
管理業務担当 (責任者:職員課長)	1班	●庁舎出入口の解錠 ●庁舎等被害状況の把握 ●災害警戒本部員の食料の確保 ●災害警戒本部員の宿泊場所の確保 ●他の業務担当への協力
	2班	●参集職員の把握と統括業務担当責任者への報告 ●他の業務担当への協力 ●非常体制に移行した場合の部内連絡(庶務担当課)

担当		分担業務
統括業務担当 (責任者：危機管理課長)	1班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本部長等との連絡調整</li> <li>●本部会議の資料作成</li> <li>●情報の収集・分析</li> <li>●消防団との連絡・連携</li> <li>●市民からの電話受付</li> <li>●被災マップの作成</li> <li>●他の業務担当との連絡調整</li> <li>●応援職員の必要性の検討</li> <li>●非常体制への移行の検討</li> <li>●他の業務担当への協力</li> <li>●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）</li> </ul>
	2班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域パトロールの実施</li> <li>●他の業務担当への協力</li> <li>●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）</li> </ul>
応急業務担当 (責任者：建設総務課長)	1班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土のう等の資機材の確保</li> <li>●市民からの情報に対する応急対応</li> <li>●地域パトロールの実施</li> <li>●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）</li> </ul>
(責任者：経営課長)	2班	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民からの情報に対する応急対応</li> <li>●地域パトロールの実施</li> <li>●非常体制に移行した場合の部内連絡（庶務担当課）</li> </ul>
地区担当 (責任者：地区センター所長 及び地域交流センター所長)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民からの電話受付</li> <li>●被災マップの作成</li> <li>●非常体制に移行した場合の現地災害対策本部員への連絡</li> </ul>

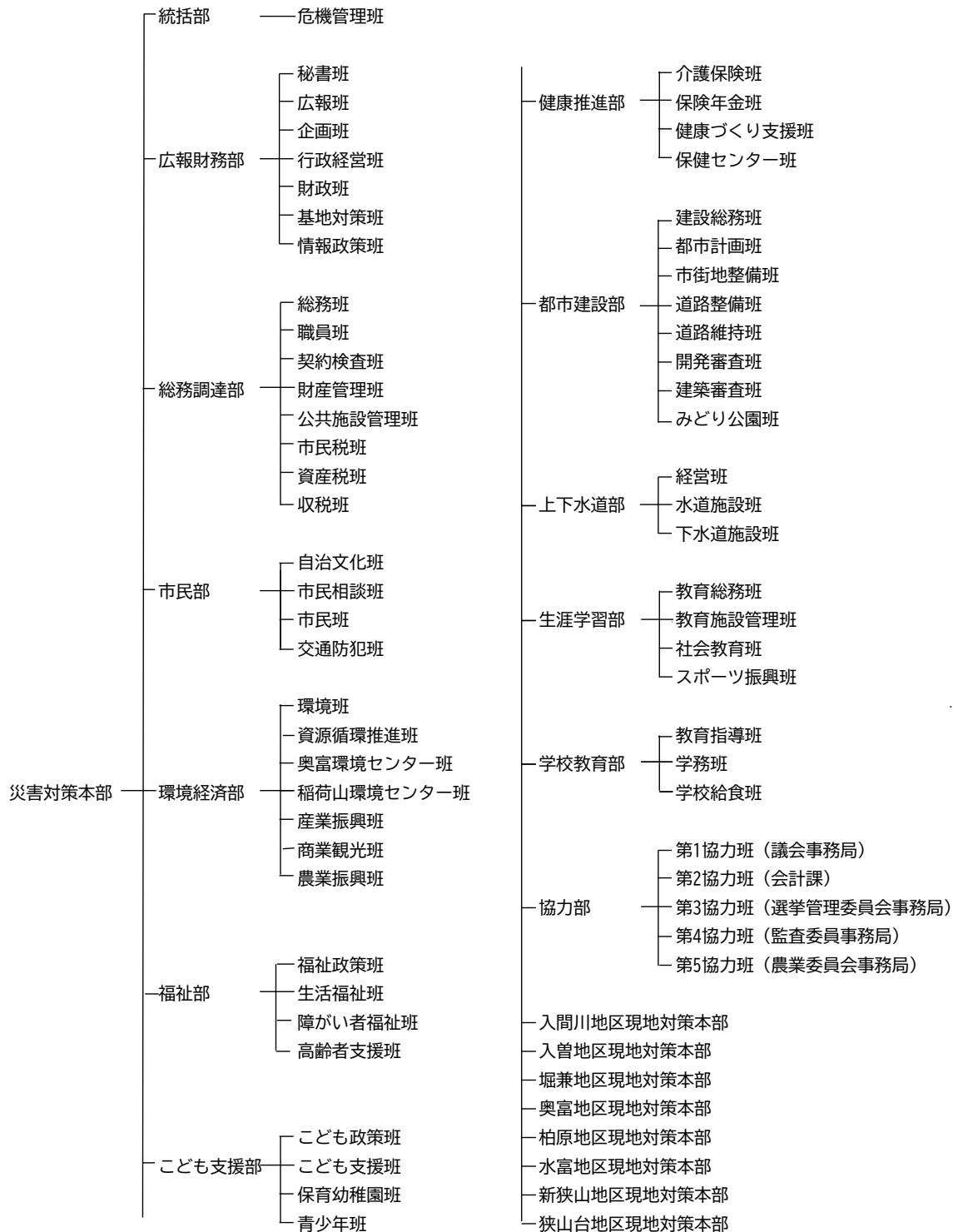
## 6 災害対策本部

災害対策本部の組織、職制及び分担業務は次のとおり。

### 【狭山市災害対策本部組織系統】

職名	担当者名	職務
本部長	市長	災害対策本部の事務を統括し、本部職員を指揮監督する
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する
本部長付	危機管理監	災害に関する情報の全体的な集約を行うとともに、災害に対する応急対策及び復旧対策の立案並びに総合調整等の事務に従事する
本部員	企画財政部長、総務部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、こども支援部長、健康推進部長、都市建設部長、上下水道部長、生涯学習部長、学校教育部長、議会事務局長、消防団長	本部長の命を受け、本部の事務に従事する

職名	担当者名	職務
本部付	秘書課長、広報課長、危機管理課長	各部との連絡、災害に関する情報収集、応急対策の実施状況等に係る情報収集等の事務に従事する
各部付	本部員(消防団長を除く)が指名する者(政策調整担当者等)	本部員を補佐し、本部又は本部事務局と各部各班との連絡調整を行う
本部班長	各課長(相当職含む)	本部員の命を受け、応急対策の指揮を執る。また、各班の統括及び部との連絡調整を行う
本部事務局	危機管理課	情報の管理、各部各班の活動状況の把握、応急対策全般の調整、本部会議の運営事務等を行う



## 【市本部の各部・各班の分担業務】

部・班名	分担業務		
	1次 (おおむね発災直後から3日間)	2次 (おおむね4日目から10日目)	3次 (おおむね11日目から 市本部閉鎖まで)
<b>統括部（危機管理課）</b>			
危機管理班 (危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市本部に関すること</li> <li>関係機関との調整に関すること</li> <li>被害状況の集計に関すること</li> <li>本部指令に関すること</li> <li>避難指示等の発令に関すること</li> <li>自衛隊、警察派遣部隊等の受入体制の整備に関すること</li> <li>関係機関への応援要請に関すること</li> <li>備蓄倉庫の管理に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市本部に関すること</li> <li>関係機関との調整に関すること</li> <li>被害状況の集計に関すること</li> <li>本部指令に関すること</li> <li>避難指示等の発令に関すること</li> <li>自衛隊、警察派遣部隊等の受入体制の整備に関すること</li> <li>関係機関への応援要請に関すること</li> <li>備蓄倉庫の管理に関すること</li> <li>他課に属さない事項に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市本部に関すること</li> <li>関係機関との調整に関すること</li> <li>被害状況の集計に関すること</li> <li>本部指令に関すること</li> <li>自衛隊、警察派遣部隊等の受入体制の整備に関すること</li> <li>関係機関への応援要請に関すること</li> <li>備蓄倉庫の管理に関すること</li> <li>他課に属さない事項に関すること</li> </ul>
<b>広報財務部（企画財政部）</b>			
秘書班 (秘書課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>正副本部長の秘書に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正副本部長の秘書に関すること</li> <li>被災地の見舞い及び視察に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>正副本部長の秘書に関すること</li> </ul>
広報班 (広報課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害広報に関すること</li> <li>報道機関との調整に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害広報に関すること</li> <li>報道機関との調整に関すること</li> <li>災害記録写真に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害広報に関すること</li> <li>報道機関との調整に関すること</li> <li>災害相談に関すること</li> <li>陳情書等の作成に関すること</li> </ul>
企画班 (企画課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関すること</li> <li>緊急救助隊に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関すること</li> </ul>
行政経営班 (行政経営課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部内の応援に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部内の応援に関すること</li> </ul>
財政班 (財政課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政金融措置に関すること</li> <li>災害予算の編成及び執行管理に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>財政金融措置に関すること</li> <li>災害予算の編成及び執行管理に関すること</li> </ul>
基地対策班 (基地対策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>入間基地との調整に関すること</li> <li>自衛隊等派遣部隊の受入体制の整備に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入間基地との調整に関すること</li> <li>自衛隊等派遣部隊の受入体制の整備に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入間基地との調整に関すること</li> <li>自衛隊等派遣部隊の受入体制の整備に関すること</li> </ul>
情報政策班 (情報政策課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹系システムに関すること</li> <li>情報通信の復旧に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹系システムに関すること</li> <li>情報通信の復旧に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹系システムに関すること</li> <li>情報通信の復旧に関すること</li> </ul>
<b>総務調達部（総務部）</b>			
総務班 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関すること</li> <li>緊急救助隊に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関すること</li> </ul>
職員班 (職員課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援職員の受入れに関すること</li> <li>職員の勤務に関すること</li> <li>緊急救助隊の編成に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援職員の受入れに関すること</li> <li>職員の勤務に関すること</li> <li>緊急救助隊の編成に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援職員の受入れに関すること</li> <li>職員の勤務に関すること</li> <li>緊急救助隊の編成に関すること</li> </ul>
契約検査班 (契約検査課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関すること</li> <li>物資輸送に係る応援協力事業者との連絡調整に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資調達に関すること</li> <li>物資輸送に係る応援協力事業者との連絡調整に関すること</li> <li>食料等支援物資の調達及び受入れ、仕分け、配給調整並びに搬送の総括に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物資調達に関すること</li> <li>物資輸送に係る応援協力事業者との連絡調整に関すること</li> <li>食料等支援物資の調達及び受入れ、仕分け、配給調整並びに搬送の総括に関すること</li> </ul>

部・班名	分担業務		
	1次 (おおむね発災直後から3日間)	2次 (おおむね4日目から10日目)	3次 (おおむね11日目から 市本部閉鎖まで)
財産管理班 (財産管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎の設備の機能確保に関すること</li> <li>・市有財産の被害調査に関すること</li> <li>・公用車両の出庫に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎の設備の機能確保に関すること</li> <li>・市有財産の被害調査に関するこ</li> <li>・公用車両の出庫に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎の設備の機能確保に関するこ</li> <li>・市有財産の被害調査に関するこ</li> <li>・公用車両の出庫に関するこ</li> </ul>
公共施設管理班 (公共施設管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅関係障害物の除去等の災害復旧業務に関するこ</li> <li>・罹災住宅の応急修理に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅関係障害物の除去等の災害復旧業務に関するこ</li> <li>・罹災住宅の応急修理に関するこ</li> <li>・市有施設の応急修理に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅関係障害物の除去等の災害復旧業務に関するこ</li> <li>・罹災住宅の応急修理に関するこ</li> <li>・市有施設の応急修理に関するこ</li> </ul>
市民税班 (市民税課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> <li>・市民税等の減免等に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> <li>・市民税等の減免等に関するこ</li> </ul>
資産税班 (資産税課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般住宅の被害調査に関するこ</li> <li>・固定資産税等の減免等に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般住宅の被害調査に関するこ</li> <li>・固定資産税等の減免等に関するこ</li> </ul>
収税班 (収税課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> <li>・市税等の徴収猶予等に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> <li>・市税等の徴収猶予等に関するこ</li> </ul>
市民部 (市民部)			
自治文化班 (自治文化課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災外国人に対する情報提供及び相談に関するこ</li> <li>・部の庶務に関するこ</li> <li>・コールセンターに関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災外国人に対する情報提供及び相談に関するこ</li> <li>・部の庶務に関するこ</li> <li>・コールセンターに関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災外国人に対する情報提供及び相談に関するこ</li> <li>・部の庶務に関するこ</li> </ul>
市民相談班 (市民相談課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> <li>・コールセンターに関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等での男女共同参画に関するこ</li> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> <li>・コールセンターに関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等での男女共同参画に関するこ</li> </ul>
市民班 (市民課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否情報の収集、照会対応に関するこ</li> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> <li>・帰宅困難者受入施設等の設置に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否情報の収集、照会対応に関するこ</li> <li>・埋火葬許可に関するこ</li> <li>・罹災証明書に関するこ</li> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否情報の収集、照会対応に関するこ</li> <li>・埋火葬許可に関するこ</li> <li>・罹災証明書に関するこ</li> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> </ul>
交通防犯班 (交通防犯課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の交通対策に関するこ</li> <li>・災害時の防犯対策に関するこ</li> <li>・コールセンターに関するこ</li> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の交通対策に関するこ</li> <li>・災害時の防犯対策に関するこ</li> <li>・コールセンターに関するこ</li> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の交通対策に関するこ</li> <li>・災害時の防犯対策に関するこ</li> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> </ul>
環境経済部 (環境経済部)			
環境班 (環境課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部の庶務に関するこ</li> <li>・愛玩動物等に関するこ</li> <li>・緊急救助隊に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部の庶務に関するこ</li> <li>・被災地の環境衛生に関するこ</li> <li>・愛玩動物等に関するこ</li> <li>・消毒及び防疫活動に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部の庶務に関するこ</li> <li>・被災地の環境衛生に関するこ</li> <li>・愛玩動物等に関するこ</li> <li>・消毒及び防疫活動に関するこ</li> </ul>
資源循環推進班 (資源循環推進課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関への支援要請に関するこ</li> <li>・仮設トイレの支援要請に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内の応援に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内の応援に関するこ</li> </ul>
奥富環境センター班 (奥富環境センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・し尿・災害廃棄物の処理に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・し尿・災害廃棄物の処理に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・し尿・災害廃棄物の処理に関するこ</li> </ul>
稻荷山環境センター班 (稻荷山環境センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・災害廃棄物の処理に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・災害廃棄物の処理に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・災害廃棄物の処理に関するこ</li> </ul>

部・班名	分担業務		
	1次 (おおむね発災直後から3日間)	2次 (おおむね4日目から10日目)	3次 (おおむね11日目から 市本部閉鎖まで)
産業振興班 (産業振興課)	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること ・企業の被害調査に関するこ と	・緊急救助隊に関すること ・企業の被害調査に関するこ と
商業観光班 (商業観光課)	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること ・商業者の被害調査に関する こと ・災害金融制度に関すること	・緊急救助隊に関すること ・商業者の被害調査に関する こと ・災害金融制度に関すること
農業振興班 (農業振興課)	・緊急救助隊に関すること	・農業協同組合との調整に関 すること ・農産物の被害調査に関する こと ・営農資金貸付制度に関する こと ・緊急救助隊に関すること	・農業協同組合との調整に関 すること ・農産物の被害調査に関する こと ・営農資金貸付制度に関する こと ・緊急救助隊に関すること
福祉部 (福祉部)			
福祉政策班 (福祉政策課)	・部の庶務に関すること ・社会福祉施設に関すること ・災害救助法の適用に関する こと ・日本赤十字社、社会福祉協議 会等との調整に関すること ・ボランティアに関すること ・義援金品に関すること	・部の庶務に関すること ・社会福祉施設に関すること ・災害救助法の適用に関する こと ・日本赤十字社、社会福祉協議 会等との調整に関すること ・ボランティアに関すること ・義援金品に関すること ・被災者の生活再建支援に関 すること	・部の庶務に関すること ・社会福祉施設に関すること ・災害救助法の適用に関する こと ・日本赤十字社、社会福祉協議 会等との調整に関すること ・ボランティアに関すること ・義援金品に関すること ・被災者の生活再建支援に関 すること
生活福祉班 (生活福祉課)	・緊急救助隊に関すること ・遺体に関すること	・緊急救助隊に関すること ・遺体に関すること	・緊急救助隊に関すること ・遺体に関すること
障がい者福祉班 (障がい者福祉課)	・障害者の支援及び情報提供 に関すること ・緊急救助隊に関すること ・福祉避難所に関すること	・障害者の支援及び情報提供 に関すること ・福祉避難所に関すること	・障害者の支援及び情報提供 に関すること ・福祉避難所に関すること
高齢者支援班 (高齢者支援課)	・高齢者の支援及び情報提供 に関すること ・福祉避難所に関すること	・高齢者の支援及び情報提供 に関すること ・福祉避難所に関すること	・高齢者の支援及び情報提供 に関すること ・福祉避難所に関すること
こども支援部 (こども支援部)			
こども政策班 (こども政策課)	・部の庶務に関すること ・緊急救助隊に関すること	・部の庶務に関すること ・緊急救助隊に関すること	・部の庶務に関すること ・緊急救助隊に関すること
こども支援班 (こども支援課)	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること	・緊急救助隊に関すること
保育幼稚園班 (保育幼稚園課)	・保育所の被害状況調査に関 すること ・臨時保育に関するこ ・緊急救助隊に関すること	・臨時保育に関するこ と	・臨時保育に関するこ と
青少年班 (青少年課)	・学童保育室児童の安否情報 に関するこ ・緊急救助隊に関するこ と	・学童保育室の再開に関する こ ・学童保育室児童の安否情報 に関するこ と	・学童保育室の再開に関する こ ・学童保育室児童の安否情報 に関するこ と
健康推進部 (健康推進部)			
介護保険班 (介護保険課)	・部の庶務に関するこ ・福祉避難所に関するこ ・緊急救助隊に関するこ と	・部の庶務に関するこ ・福祉避難所に関するこ ・緊急救助隊に関するこ と	・部の庶務に関するこ ・福祉避難所に関するこ ・緊急救助隊に関するこ と
保険年金班 (保険年金課)	・緊急救助隊に関するこ と	・国民健康保険税の減免に関 すること ・国民年金保険料の免除に関 すること	・国民健康保険税の減免に関 すること ・国民年金保険料の免除に関 すること

部・班名	分担業務		
	1次 (おおむね発災直後から3日間)	2次 (おおむね4日目から10日目)	3次 (おおむね11日目から 市本部閉鎖まで)
健康づくり支援班 (健康づくり支援課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護活動に関すること</li> <li>・県(狭山保健所を含む)との連絡調整に関すること</li> <li>・医師会等との連絡調整に関すること</li> <li>・医薬品等の確保及び調整に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護活動に関すること</li> <li>・県(狭山保健所を含む)との連絡調整に関すること</li> <li>・医師会等との連絡調整に関すること</li> <li>・感染症の拡大防止に関すること</li> <li>・医薬品等の確保及び調整に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療救護活動に関すること</li> <li>・県(狭山保健所を含む)との連絡調整に関すること</li> <li>・医師会等との連絡調整に関すること</li> <li>・感染症の拡大防止に関すること</li> <li>・医薬品等の確保及び調整に関すること</li> </ul>
保健センター班 (保健センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健活動に関すること</li> <li>・被災者等の医療、助産、健康及び衛生に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健活動に関すること</li> <li>・被災者等の医療、助産、健康及び衛生に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健活動に関すること</li> <li>・被災者等の健康及び衛生に関すること</li> </ul>
<b>都市建設部 (都市建設部)</b>			
建設総務班 (建設総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部の庶務に関すること</li> <li>・応急対策に従事する職員の就労計画に関すること</li> <li>・建設団体等との調整に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部の庶務に関すること</li> <li>・応急対策に従事する職員の就労計画に関すること</li> <li>・建設団体等との調整に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部の庶務に関すること</li> <li>・応急対策に従事する職員の就労計画に関すること</li> <li>・建設団体等との調整に関すること</li> </ul>
都市計画班 (都市計画課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括部危機管理班の業務支援に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括部危機管理班の業務支援に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括部危機管理班の業務支援に関すること</li> </ul>
市街地整備班 (市街地整備課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の被害状況調査に関すること</li> <li>・既存住宅の活用に関すること</li> <li>・応急仮設住宅の建設及び入居に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の応急修理に関すること</li> <li>・既存住宅の活用に関すること</li> <li>・応急仮設住宅の建設及び入居に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅の応急修理に関すること</li> <li>・既存住宅の活用に関すること</li> <li>・応急仮設住宅の建設及び入居に関すること</li> </ul>
道路整備班 (道路整備課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内の応援に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内の応援に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内の応援に関すること</li> </ul>
道路維持班 (道路維持課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木施設の被害状況調査に関すること</li> <li>・土木施設の復旧対策に関すること</li> <li>・資機材の確保及び搬送に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木施設の被害状況調査に関すること</li> <li>・土木施設の復旧対策に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木施設の被害状況調査に関すること</li> <li>・土木施設の復旧対策に関すること</li> </ul>
開発審査班 (開発審査課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災宅地危険度判定に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災宅地危険度判定に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災宅地危険度判定に関すること</li> </ul>
建築審査班 (建築審査課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急危険度判定及び応急修理に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急危険度判定及び応急修理に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急危険度判定及び応急修理に関すること</li> </ul>
みどり公園班 (みどり公園課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等施設の被害状況調査に関すること</li> <li>・公園等施設の復旧対策に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等施設の被害状況調査に関すること</li> <li>・公園等施設の復旧対策に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園等施設の被害状況調査に関すること</li> <li>・公園等施設の復旧対策に関すること</li> </ul>
<b>上下水道部 (上下水道部)</b>			
経営班 (経営課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部の庶務に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部の庶務に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部の庶務に関すること</li> </ul>
水道施設班 (水道施設課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道施設の被害状況調査に関すること</li> <li>・上水道施設の復旧対策に関すること</li> <li>・飲料水及び生活用水の確保に関すること</li> <li>・応急給水に関すること</li> <li>・関係団体との調整に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道施設の被害状況調査に関すること</li> <li>・上水道施設の復旧対策に関すること</li> <li>・飲料水及び生活用水の確保に関すること</li> <li>・応急給水に関すること</li> <li>・関係団体との調整に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道施設の被害状況調査に関すること</li> <li>・上水道施設の復旧対策に関すること</li> <li>・飲料水及び生活用水の確保に関すること</li> <li>・応急給水に関すること</li> <li>・関係団体との調整に関すること</li> </ul>
下水道施設班 (下水道施設課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の被害状況調査に関すること</li> <li>・下水道施設の復旧対策に関すること</li> <li>・関係団体との調整に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の被害状況調査に関すること</li> <li>・下水道施設の復旧対策に関すること</li> <li>・関係団体との調整に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の被害状況調査に関すること</li> <li>・下水道施設の復旧対策に関すること</li> <li>・関係団体との調整に関すること</li> </ul>

部・班名	分担業務		
	1次 (おおむね発災直後から3日間)	2次 (おおむね4日目から10日目)	3次 (おおむね11日目から市本部閉鎖まで)
<b>生涯学習部（生涯学習部）</b>			
教育総務班 (教育総務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関すること</li> <li>小中学校の被害状況調査に関すること</li> <li>小中学校の校舎等の管理に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関すること</li> <li>小中学校の校舎等の管理に関すること</li> <li>教材備品等の調達に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関すること</li> <li>小中学校の校舎等の管理に関すること</li> </ul>
教育施設管理班 (教育施設管理課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校の被害状況調査に関すること</li> <li>教育施設の応急修理に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校の校舎等の管理に関すること</li> <li>教育施設の応急修理に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校の校舎等の管理に関すること</li> <li>教育施設の応急修理に関すること</li> </ul>
社会教育班 (社会教育課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の保護に関すること</li> <li>緊急救助隊に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の保護に関すること</li> <li>緊急救助隊に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の保護に関すること</li> <li>緊急救助隊に関すること</li> </ul>
スポーツ振興班 (スポーツ振興課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関すること</li> </ul>
<b>学校教育部（学校教育部）</b>			
教育指導班 (教育指導課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の安否情報に関すること</li> <li>小中学校の校舎等の被害調査及び管理に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の安否情報に関すること</li> <li>小中学校の校舎等の被害調査及び管理に関すること</li> <li>小中学校の再開に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の安否情報に関すること</li> <li>小中学校の校舎等の被害調査及び管理に関すること</li> <li>小中学校の再開に関するこ</li> </ul>
学務班 (学務課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関すること</li> <li>園児の安否情報に関するこ</li> <li>市立幼稚園の園舎等の被害調査及び管理に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関するこ</li> <li>園児の安否情報に関するこ</li> <li>市立幼稚園の園舎等の被害調査及び管理に関するこ</li> <li>市立幼稚園の再開に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関するこ</li> <li>市立幼稚園の園舎等の被害調査及び管理に関するこ</li> <li>市立幼稚園の再開に関するこ</li> </ul>
学校給食班 (学校給食センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>炊き出し及び応援給食に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>炊き出し及び応援給食に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>炊き出し及び応援給食に関するこ</li> </ul>
<b>協力部（その他事務局）</b>			
第1協力班 (議会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関するこ</li> <li>緊急救助隊に関するこ</li> <li>市議会との連絡調整に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関するこ</li> <li>緊急救助隊に関するこ</li> <li>市議会との連絡調整に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>部の庶務に関するこ</li> <li>緊急救助隊に関するこ</li> <li>市議会との連絡調整に関するこ</li> </ul>
第2協力班 (会計課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関するこ</li> <li>災害時における出納に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関するこ</li> <li>災害時における出納に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関するこ</li> <li>災害時における出納に関するこ</li> </ul>
第3協力班 (選挙管理委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関するこ</li> </ul>
第4協力班 (監査委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関するこ</li> </ul>
第5協力班 (農業委員会事務局)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関するこ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急救助隊に関するこ</li> </ul>

※緊急救助隊\*は危機管理班長の指揮下で活動

### 【現地災害対策本部の組織と分担業務】

部長	班名	班長	分担業務
現地災害対策本部長	総務班	現地災害対策本部長が指名する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地災害対策本部の開設及び閉鎖に関するこ</li> <li>被災状況の把握及び当該報告に関するこ</li> <li>情報の収集及び広報に関するこ</li> <li>けが人等の救出、救護及び搬送に関するこ</li> </ul>
	避難所班	現地災害対策本部長が指名する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所の開設及び閉鎖に関するこ</li> <li>小型備蓄倉庫の管理に関するこ</li> <li>避難所運営会議に係る事務に関するこ</li> </ul>

## 7 緊急初動体制

市域に震度5弱以上の地震が発生した場合又は市域に甚大な災害が発生するおそれがある場合、災害の発生時間等により次のとおり対応する。

なお、震度5弱以上の揺れが発生した場合、別に定める業務継続計画\*に基づき、必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集などの災害業務を行う。また、職員配備に当たっては、災害が長期化した場合に備え、交代要員及び交代時期をあらかじめ定めるものとする。本部員は市本部を開設している間、市本部に常駐し、各部の連絡調整に努めるものとする。

### (1) 勤務時間内に発生した場合の対応

勤務時間内に市本部を設置する場合の職員初動体制は次のとおりとする。

#### ア 職員への情報伝達

市本部及び現地災害対策本部の設置に伴う職員への情報伝達は、危機管理班が行う。出先機関への伝達は防災行政無線（移動系）、災害時優先電話等で行う。

#### イ 職員の対応

各現地災害対策本部員は、あらかじめ指定された現地災害対策本部に出向し、現地災害対策本部長の指示に従う。その他の職員は班長（課（所）長）の指示に従う。

### (2) 勤務時間外に発生した場合の対応

勤務時間外に災害対策本部を設置する場合の職員初動体制は次のとおりとする。24時間対応可能な体制を維持するため、職員参集システムを活用し、市本部長以下、全職員にメール配信を行う。

#### ア 職員の参集

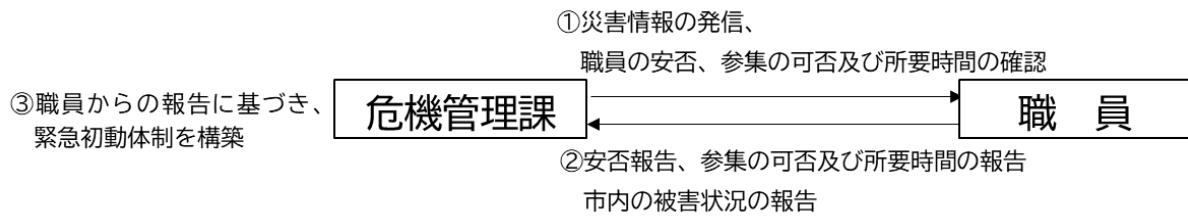
職員は、個人の責任においてテレビ、ラジオ、職員参集メール及び市公式SNS等により市及び周辺の震度を確認するとともに、震度5弱以上を認知した場合は直ちに参集する。

#### イ 職員の対応

各現地災害対策本部員は、あらかじめ指定された現地災害対策本部に出向し、現地災害対策本部長の指示に従う。その他の職員は市役所本庁舎等の勤務地に出向し、班長の指示に従う。

### (3) 職員参集システムの活用

市では、職員の安否確認及び参集状況を把握する手段として、職員参集システムを活用する。メール配信機能を活用し、職員に災害情報を発信するとともに、職員の参集状況等を収集することで緊急初動体制を構築する。



### 【職員参集システム概要】

#### (4) 配備及び体制

市本部長は、次の配備体制を基本とし、災害対応に必要な体制をとる。

第5章  
第1節

#### 【配備体制】

体制		動員職員
災害対策本部	非常体制第1配備	主査職以上の職員及び市内に居住する職員 ただし、現地災害対策本部員については全職員
	非常体制第2配備	全職員

#### (5) 職員の配置ならびに服務

##### ア 職員の配置

市本部の部長又は班長は、所属職員の非常招集方法をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底するものとする。また、非常配備体制の指令を受けた場合は、直ちに災害の状況に応じて次の措置を行う。

- 所属職員の参集状況を把握する
- 所属職員を所定の場所に配置する

##### イ 職員の服務

職員は、市本部又は災害警戒本部が設置された場合、次の事項を厳守する。

- 常に災害に関する情報及び本部指示に注意を払うこと
- 行事、会議及び出張は原則中止すること
- 所定の勤務時間が過ぎた場合においても、上司の指示があるまで退庁しないこと
- 勤務場所を離れる場合は、いかなる時も上司に報告し、所在を明らかにすること
- 市民に不安や誤解を与えないよう、言動には十分に配慮すること

#### (6) 参集場所

参集場所	内 容
市本部 (市役所本庁舎)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本庁に勤務する職員で、現地災害対策本部員以外は災害対策本部に参集する</li> <li>●交通機能がまひし、市本部に到着できない場合は、直近の現地災害対策本部に向かい、防災行政無線（移動系）等でその旨を班長（所属課長等）に報告し、指示を受ける</li> </ul>
現地災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現地災害対策本部員として指名された職員は、指定された現地災害対策本部に参集する</li> </ul>
出先機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出先機関に勤務する職員で、「市本部に参集する職員」及び「現地災害対策本部に参集する職員」以外は、当該出先機関に参集する</li> <li>●交通機能がまひし、当該出先機関に到着できない場合は、市本部又は直近</li> </ul>

参集場所	内 容
	の現地災害対策本部に向かい、防災行政無線（移動系）等でその旨を班長（所属課長等）に報告し、指示を受ける

#### (7) 県の情報連絡員（リエゾン）との連携

県は、勤務時間外に大規模地震や相当規模の風水害等が発生した場合、市役所本庁舎近くに居住する県職員を市情報連絡員として市本部に参集させ、また、勤務時間内に連絡調整のために市に連絡員を派遣する必要があると県支部長が判断した場合、支部構成員の中から県支部長が指名する者を市本部に派遣し、次の任務に従事させる。

- |   |
|---|
| ①市に入る情報の収集及び県への報告                               |
| ②市の災害情報の県本部への報告（県災害オペレーション支援システム、県防災行政無線、有線電話等） |
| ③県の災害対応状況の市への定期的なフィードバック                        |

災害時に県との連携を円滑に行えるよう、市は平常時から県の情報連絡員の受入体制の構築に努める。

### 8 防災活動拠点

市は災害対策の拠点として、次の施設の利用を予定している。災害時にこれらの拠点機能を十分に発揮できるよう、平常時から施設の点検や災害時の運営体制の構築に努める。

拠点の種類	予定施設
【市本部】 災害対応の総合的な指揮をとる施設	●市役所本庁舎 (代替施設：狭山消防署)
【現地災害対策本部】 各地区における応急対策の指揮をとる施設	●各公民館及び入曽地域交流センター
【指定緊急避難場所】 災害の危険が切迫した場合における市民等の安全を確保するための施設 災害の種類（洪水、がけ崩れ、地震、大規模火災、内水氾濫）ごとに定める	●小中学校のグラウンド、公園等の 51 か所（「資料編 第 5-1 指定緊急避難場所一覧」を参照）
【指定避難所】 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等の受入れが可能な構造及び設備を有する施設	●小中学校の体育館等の 36 か所（「資料編 第 5-2 指定避難所一覧」を参照）
【指定福祉避難所】 一般の避難所では生活することが困難な高齢者及び障害者等の要配慮者のための施設	●災害協定を締結する市内の社会福祉施設等（「資料編 第 5 指定福祉避難所一覧」を参照）
【帰宅困難者一時滞在施設】 公共交通機関の不通などで帰宅困難となった者が一時滞在する施設	●市民交流センター ●新狭山公民館 ●入曽地域交流センター ●ふれあい健康センター サピオ稻荷山 ●稻荷山環境センター
【医療救護・保健活動拠点】 医療救護活動及び保健活動に関する調整及び情報交換を行う施設	●保健センター

拠点の種類	予定施設
【医療救護所】 負傷者のトリアージ*、応急処置等を行う施設	●小中学校等の一部の指定避難所（「応急対策・復旧復興編第1章 第6節 第2 医療救護活動」を参照）
【遺体収容所】 遺体の検視*、処置、埋火葬手続き等を行う施設	●被害現場付近の適当な公共建築物
【火葬場】 多数の遺体の検視、検案*、処置、埋火葬手続き等を行う施設	●広域飯能斎場
【ヘリコプター臨時離着陸場】 陸上輸送が困難な場合に、重症患者、救援物資等を空輸するヘリコプターの臨時離着陸場	●上奥富運動公園 ●堀兼・上赤坂公園
【物資集積拠点】 市外からの救援物資などで避難所へ直送できないものを一時保管する施設	●市民総合体育館 ●農村環境改善センター
【応援受入拠点】 応援部隊が集結し、宿営等を行う施設	●保健センター ●市民会館 ●狭山稻荷山公園 ●航空自衛隊入間基地
【災害ボランティアセンター】 災害ボランティアの受付、コーディネート等を行う施設	●市民会館
【災害廃棄物仮置場】 大量のがれき等の分別、保管等を行うため一時に集積する場所	●奥富環境センターストックヤード ●憩いの家跡地
【応急仮設住宅用地】 住宅を確保できない被災者のため建設する仮設住宅用地	●入曾運動広場 ●鵜ノ木運動公園 ●智光山公園 ●三ツ木公園等の公共施設・公共用地等

## 第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

県、防災関係機関、指定地方行政機関\*、指定公共機関\*及び指定地方公共機関\*の長並びに防災上重要な施設の管理者、災害時応援協定締結団体・事業者等の処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおり。

### 第1 埼玉西部消防組合

消防組合は、市と協力して災害対策の実施に努める

- (1) 消防施設及び消防体制の整備に関すること
- (2) 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること
- (3) 防災に関する知識の普及啓発に関すること
- (4) 火災発生時の消火活動に関すること
- (5) 人命の救助・救護に関すること
- (6) 水防活動及び水難救助に関すること
- (7) 消防の応援・受援体制に関すること
- (8) 被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること

### 第2 県

県は、県民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施するとともに、県内市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

#### 1 県本部

##### (1) 災害予防

- ア 防災に関する組織の整備に関すること
- イ 防災に関する訓練の実施に関すること
- ウ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること
- エ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること
- オ その他、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となる状態等の改善に関すること

## (2) 災害応急対策

- ア 警報の発令及び伝達に関すること
- イ 消防、水防及びその他の応急措置に関すること
- ウ 被災者の救難、救助及びその他の保護に関すること
- エ 被災児童生徒の応急教育に関すること
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関すること
- カ 清掃、防疫及びその他の保健衛生に関すること
- キ 犯罪の予防、交通の規制及びその他の災害時における社会秩序の維持に関すること
- ク 緊急輸送路の確保に関すること
- ケ 市町村情報連絡員（リエゾン）の派遣に関すること
- コ その他、災害の抑止又は拡大防止に関すること

## 2 西部地域振興センター

- (1) 県支部応急対策組織の整備に関すること
- (2) 管内市町村情報連絡員との連絡調整に関すること
- (3) 管内市町村の被害情報の把握及び整理に関すること
- (4) 県本部、管内市町村等との連絡調整に関すること
- (5) 管内市町村が実施する応急対策業務等の支援に関すること
- (6) 防災関係機関との連絡調整に関すること

## 3 川越県土整備事務所

- (1) 県所管の河川、道路及び橋りょうの被害状況の調査及び応急修理に関すること
- (2) 降水量、水位等の観測情報に関すること
- (3) 洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること
- (4) 水防管理団体\*との連絡指導に関すること
- (5) 県所管の河川及び道路等における障害物の除去に関すること

## 4 川越農林振興センター

- 農作物及び耕地の被害状況調査に関すること

## 5 狹山保健所

- (1) 保健衛生関係の被害状況調査に関すること
- (2) 医療品、衛生材料及び各種資材の調達斡旋に関すること
- (3) 各種消毒に関すること
- (4) 細菌検査及び水質検査に関すること
- (5) 伝染病発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること
- (6) 災害救助食料の衛生に関すること
- (7) 被災者の医療及び助産に関すること
- (8) 動物愛護に関すること

## 6 県警察本部（狭山警察署）

- (1) 情報の収集、伝達及び広報（警察活動に関連するもの）に関すること
- (2) 警告及び避難誘導に関すること
- (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること
- (4) 交通秩序の維持に関すること
- (5) 犯罪の予防及び検挙に関すること
- (6) 行方不明者の捜索及び死体調査（検視）に関すること
- (7) 漂流物等の処理に関すること
- (8) その他、治安維持に必要な措置に関すること

## 第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県民等の生命、身体及び財産を災害から守るため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行えるよう、その業務に協力する。

### 1 関東管区警察局

- (1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整に関すること。
- (2) 他管区警察局、警視庁及び北海道警察との連携に関すること
- (3) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること
- (4) 警察通信の確保及び統制に関すること

### 2 関東財務局

- (1) 災害査定立会に関すること
- (2) 金融機関等に対する金融上の措置に関すること
- (3) 地方公共団体に対する融資に関すること
- (4) 国有財産の管理処分に関すること

### 3 関東信越厚生局

- (1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること
- (2) 関係職員の派遣に関すること
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること

### 4 関東農政局

#### (1) 災害予防対策

- ダム、ため池、とうしゅこう頭首工\*、地すべり防止施設等の点検及び整備事業に関すること。
- (2) 応急対策
  - ア 管内の農業、農地及び農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること

- イ 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料、種子等の安定供給に関すること
- ウ 農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること
- エ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- オ 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること
- カ 応急用食料・物資の支援に関すること
- キ 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること
- ク 食品の需給、価格動向、表示等に関すること
- ケ 関係職員の派遣に関すること

(3) 復旧対策

- ア 農地、農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること
- イ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること

5 関東森林管理局

- (1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること
- (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること

6 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材等の防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
- (3) 被災中小企業の振興に関すること

7 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の危険物等の保安の確保に関すること
- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること

8 関東運輸局埼玉運輸支局

- (1) 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること
- (2) 災害時における自動車、被災者及び災害必要物資等の輸送調整に関すること
- (3) 災害時における不通区間の迂回輸送の指導に関すること

9 東京航空局東京空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送の安全確保等の必要な措置に関すること
- (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること
- (3) 災害発生時等における、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること

10 熊谷地方気象台

- (1) 気象、地象、地動及び水象の観測、その成果の収集及び発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること

- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援及び助言に関すること
- (5) 防災気象情報の理解促進及び防災知識の普及啓発に関すること

## 11 関東総合通信局

- (1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること
- (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること
- (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出しに関すること
- (4) 災害時における重要通信の疎通を確保するための無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）に関すること
- (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること

## 12 埼玉労働局

- (1) 工場及び事業場における労働災害の防止に関すること
- (2) 職業の安定に関すること

## 13 関東地方整備局

管轄する河川、道路及び官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項の実施に努める。

- (1) 災害予防対策
  - ア 災害（震災）対策の推進に関すること
  - イ 危機管理体制の整備に関すること
  - ウ 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること
  - エ 防災教育等の実施に関すること
  - オ 防災訓練に関すること
  - カ 再発防止対策の実施に関すること
- (2) 災害応急対策
  - ア 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること
  - イ 活動体制の確保に関すること
  - ウ 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること
  - エ 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること
  - オ 災害時における応急工事等の実施に関すること
  - カ 災害時における交通等の確保に関すること
  - キ 緊急輸送に関すること
  - ク 二次災害の防止対策に関すること
  - ケ ライフライン施設の応急復旧に関すること
  - コ 地方公共団体等への支援に関すること
  - サ 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、連絡情報員（リエゾン）の派遣に関すること
  - シ 支援要請等に基づく「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関すること

ス 被災者及び被災事業者に対する措置に関すること

(3) 災害復旧・復興

ア 災害復旧の実施に関すること

イ 都市の復興に関すること

ウ 被災事業者等への支援措置に関すること

14 関東地方測量部

(1) 災害時等における地理空間情報の整備及び提供に関すること

(2) 災害復旧・復興のための公共測量に関する指導及び助言に関すること

(3) 地殻変動の監視に関すること

15 関東地方環境事務所

(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること

(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

(3) 行政機関等との連絡調整、被災状況、動物救護活動の状況等に関する情報の収集、提供等に関すること

第6章  
第1節

16 北関東防衛局

(1) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること

(2) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

第4 陸上自衛隊（陸上自衛隊第32普通科連隊）

(1) 災害派遣の準備

ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること

イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること

ウ 地域防災計画に合致した防災訓練の実施に関すること

(2) 災害派遣の実施

ア 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援及び応急復旧の実施に関すること

イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること

第5 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性に基づき、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行えるよう、その活動に協力する。

1 NTT 東日本株式会社（埼玉事業部）、株式会社 NTT ドコモ（埼玉支店）

- (1) 電気通信設備の整備に関すること
- (2) 災害時における重要通信の確保に関すること
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること

2 KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

- (1) 災害時における重要通信の確保に関すること
- (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること

3 日本郵便株式会社（狭山郵便局）

- (1) 郵便事業の業務運行管理及び業務関連施設等の保全に関すること
- (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関すること

4 日本赤十字社埼玉県支部

- (1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く）に関すること
- (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人が実施する協力の連絡調整に関すること
- (3) 各種赤十字奉仕団による炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金の募集・配分に関すること。

5 日本放送協会（NHK）さいたま放送局

- (1) 県民に対する防災知識の普及に関すること
- (2) 県民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること

6 東日本高速道路株式会社（関東支社）

- (1) 東日本高速道路の保全に関すること
- (2) 東日本高速道路の災害復旧に関すること
- (3) 災害時における緊急交通路\*の確保に関すること

7 日本通運株式会社（埼玉支店）

知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備及び配車に関すること

8 東京電力パワーグリッド株式会社（志木支社）

- (1) 災害時における電力供給に関すること
- (2) 被災電力供給設備の応急対策及び災害復旧に関すること

9 東京ガスネットワーク株式会社（埼玉支社）

- (1) ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること
- (2) ガス供給の確保に関すること

## 第6 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性に基づき、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行えるよう、その活動に協力する。

### 1 西武鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の安全保安に関すること
- (2) 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

### 2 一般社団法人埼玉県トラック協会（いるまの支部狭山地区）

災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

### 3 一般社団法人埼玉県バス協会（西部地区部会）

災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること

第6章  
第1節

### 4 武州ガス株式会社、入間ガス株式会社

- (1) 災害時におけるガス供給に関すること
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

### 5 一般社団法人埼玉県 LP ガス協会（西武支部狭山地区会）

- (1) 災害時におけるガス供給に関すること
- (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること

### 6 株式会社テレビ埼玉

- (1) 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること
- (2) 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること

### 7 株式会社エフエムナックファイブ

- (1) 市民に対する防災知識の普及啓発に関すること
- (2) 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること
- (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること

### 8 一般社団法人埼玉県医師会、一般社団法人埼玉県歯科医師会、公益社団法人埼玉県看護協会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関すること
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること

## 第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、その業務の公共性に基づき、自ら防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行えるよう、その活動に協力する。

### 1 社会福祉法人狭山市社会福祉協議会

- (1) 災害時要配慮者の支援に関すること
- (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること

### 2 いるま野農業協同組合

- (1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
- (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること
- (3) 被災農家に対する融資及び斡旋に関すること
- (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保及び斡旋に関すること
- (5) 農産物の需給調整に関すること

### 3 狹山商工会議所

- (1) 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること
- (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること
- (3) 救援用物資及び復旧資材の確保についての協力及び斡旋に関すること

### 4 生活協同組合（コープみらい）

- (1) 応急生活物資の調達及び安定供給に関すること
- (2) 災害時において組合員が参加するボランティア活動の支援に関すること

### 5 一般社団法人狭山市医師会、狭山市歯科医師会、狭山市薬剤師会

- (1) 医療及び助産活動の協力に関すること
- (2) 防疫その他保健衛生活動の協力に関すること
- (3) 災害時における医療救護活動の実施に関すること

### 6 公益社団法人日本助産師会（埼玉県支部所沢地区）

- (1) 医療及び助産活動の協力に関すること
- (2) 災害時における妊産婦及び母子支援活動の実施に関すること
- (3) 災害時における女性の健康支援活動の実施に関すること

### 7 狹山市柔道整復師会

- 災害時における救護活動の協力に関すること

## 8 病院等経営者

- (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること
- (2) 被災時の病人等の収容及び保護に関すること
- (3) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること

## 9 社会福祉施設経営者

- (1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること
- (2) 災害時における施設利用者の保護に関すること

## 10 金融機関

被災事業者等に対する資金の融資に関すること

## 11 学校法人

- (1) 避難施設の整備、避難等の訓練に関すること
- (2) 被災時における教育対策に関すること
- (3) 被災施設の災害復旧の訓練に関すること

## 第8 災害時応援協定締結団体

災害時応援協定締結団体は、市と締結した災害時応援協定に基づき、平常時及び災害時における市の活動が円滑に行えるよう、その活動に協力する。(市が締結する災害時応援協定については「資料編 第3-1 災害時応援協定一覧」を参照)

## 第9 市民等

## 1 自治会等の地域団体

市が実施する応急対策への協力に関すること

## 2 自主防災組織

## (1) 平常時

- ア 災害時要配慮者を含めた地域のコミュニティの醸成に関すること
- イ 平常時の備えや災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及に関すること
- ウ 情報収集・伝達、初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施に関すること
- エ 消火用資機材、応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等に関すること

(2) 災害時

- ア 出火防止及び初期消火の実施に関すること
- イ 情報の収集・伝達に関すること
- ウ 被災者等の安否確認、救助隊との協力及び救出・救護の実施に関すること
- エ 集団避難の実施に関すること
- オ 避難所の運営活動（炊き出し、給水、物資の配布、安否確認等）に関すること

3 市民

(1) 平常時

- ア 家族等の安否確認の手段の取決め
- イ 災害情報の入手手段の確保
- ウ 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- エ 3日分以上の飲料水及び食料の確保
- オ 非常持出品の準備
- カ 家具等の転倒防止及び落下防止対策の実施
- キ 自宅の耐震性の確保
- ク その他災害時に必要な対策の実施

(2) 災害時

- ア 災害時の正しい情報の収集、共有及び発信
- イ 出火防止及び初期消火活動の実施
- ウ 負傷者の救出、救護及び搬送
- エ 近隣住民の避難支援の実施
- オ 市と連携した避難所の運営活動の実施
- カ その他必要な災害応急対策の実施

4 事業者

(1) 平常時

- ア 従業員の安否確認の手段の確保
- イ 災害情報の入手手段の確保
- ウ 避難場所、避難経路及び避難方法の確認
- エ 従業員の3日分以上の飲料水及び食料の確保
- オ 事務用設備等の転倒防止及び落下防止対策の実施
- カ 施設の耐震性の確保
- ク その他災害に必要な対策の実施

(2) 災害時

- ア 災害時の正しい情報の収集、共有及び発信
- イ 出火防止及び初期消火活動の実施
- ウ 負傷者の救出、救護及び搬送
- エ 近隣住民の避難支援の実施
- オ 市と連携した避難所の運営活動の実施
- カ その他必要な災害応急対策の実施

## 第7節 防災訓練

### 【基本方針】

- 災害から市民の命を守り、被害を最小限にすることを目標に、市民、市職員、防災関係機関等が連携した訓練を計画的に実施する。
- 市は市民の防災意識の高揚を図るため、自主防災組織等の自主的な運営による訓練の実施を促進とともに、その支援を行う。

### 第1 市及び防災関係機関が実施する訓練

#### 1 市の訓練

##### (1) 総合防災訓練（年1回）

災害発生時における初動体制の確認や市民の防災意識の高揚を図るため、消防団、消防組合、防災関係機関等の協力を得て、市民及び市職員を対象とした訓練を実施する。

##### (2) 職員参集訓練（年1回以上）

公共交通機関が利用できなくなった事態を想定し、市職員が災害発生時の参集場所に徒歩等で参集する訓練を実施する。

##### (3) 職員参集システム運用訓練（不定期）

災害発生時に職員参集システムが円滑に運用できるよう、職員に対する情報発信及び職員の参集状況の把握のための訓練を実施する。

#### 2 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、災害情報の収集伝達機器の操作を習熟するとともに、災害情報の収集、判断、伝達等を円滑に行うための訓練を単独又は市や他機関と合同で実施する。

### 第2 自主防災組織等が実施する訓練

各自主防災組織等は、市民の防災意識の向上、防災行動力の強化、組織活動の習熟及び防災関係機関等との連携強化のため、組織的な訓練を定期的に実施する。

市、消防団及び消防組合等は自主防災組織等の訓練実施を支援する。



## 第2章 予防対策



## 第1節 自助・共助による防災力の向上

### 【基本方針】

- 災害から一人でも多くの命を守るため、第一に「自らの命は自ら守る」という「自助」の考え方、第二に「近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う」という「共助」の考え方を普及する。
- 災害から地域を守るため、市民や事業所等が、市及び防災関係機関と連携して災害対策に取り組めるよう、地域における防災活動の活性化に取り組む。
- 市民一人ひとりの防災意識と自主的な災害対応力を高めるため、地域特性を踏まえたきめ細かい防災教育を体系的に行うとともに、広報紙の配布、体験的な学習機会の提供等、市民の自発的な防災学習を推進する環境整備を進める。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 自助・共助による市民の防災力の向上	各課、防災関係機関、市民、事業者
第2 自主防災組織等の育成強化	危機管理課
第3 消防団の活動体制の充実	危機管理課
第4 事業所等における防災組織等の整備	危機管理課、産業振興課、保育幼稚園課、教育指導課、埼玉西部消防組合、県、狭山商工会議所、事業所、防災上重要な施設の管理者
第5 ボランティア等の活動支援体制の整備	危機管理課、福祉政策課、社会福祉協議会
第6 地区防災計画の策定	危機管理課
第7 適切な避難行動に関する普及啓発	危機管理課、保育幼稚園課、教育指導課
第8 情報共有の仕組みづくり	危機管理課、広報課

### 第1 自助・共助による市民の防災力の向上

#### 1 災害に関する各種資料の収集・提供

市（危機管理課、社会教育課）は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。

## 2 市民向けの普及啓発

市（各課）は、防災・減災に関する知識の普及及び意識の啓発のため、次の手段を活用した取組を推進する。

- (1) ハザードマップ\*や普及啓発パンフレット等の作成・配布
- (2) 防災講演会、研修会及び防災出前講座の実施
- (3) 市公式ホームページ、市公式SNS、広報さやま等の活用
- (4) 災害関連情報の取得方法の普及啓発
- (5) 高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進（福祉関係者との連携）
- (6) 防災リーダーの育成
- (7) 総合防災訓練をはじめとした各種行事における啓発
- (8) 県の防災関連施設及び防災教育用資料等を活用した普及啓発

## 3 自助の強化

### (1) 実践的な訓練の導入

市（危機管理課）は、市民を対象に実施する防災訓練に災害図上訓練（DIG\*など）や避難所開設・運営訓練（HUG\*など）を取り入れ、住民参加型の地域に即した実践的な訓練の実施に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

### (2) 防災意識の向上

市民は、市及び防災関係機関が実施する防災対策に協力するとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承に努めるほか、防災訓練等への参加などを通じて、自らの防災意識の向上に努める。

### (3) 家庭における3つの取組の普及

市（危機管理課）は、次に掲げる3つの取組を中心に、平常時から災害に備えるよう市民に働きかける。

家庭における3つの取組	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家具等の配置の見直し、転倒防止器具の取り付け等、家具の転倒・落下による事故を防止する。</li> <li>2 飲料水及び食料について、「ローリングストック*法」を活用した備蓄（最低3日分、推奨7日分）を行う。また、自宅のトイレが使用できなくなった場合を想定し、携帯トイレの備蓄（推奨7日分）を行う。</li> <li>3 災害時の緊急連絡手段である災害用伝言ダイヤル『171』、災害用伝言板、「NTT 災害用伝言板 web171」の利用方法について家族で共有する。</li> </ol>
-------------	--

### (4) 防災総点検

市民の防災意識の高揚と災害への備えの充実・強化のため、市（各課）、市民、事業者等は、家庭、地域及び職場における次の防災総点検を実施する。

各主体	総点検の主な事項
家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家具や家電製品などの転倒防止対策の実施</li> <li>●災害用伝言ダイヤル『171』等の利用方法の確認</li> <li>●備蓄品及び非常持ち出し品の点検・確認</li> <li>●住居の耐震性の確認と必要な補強等の実施</li> <li>●非常時の安否確認方法の確認</li> <li>●指定緊急避難場所の確認、安全な避難経路及び危険箇所の確認</li> </ul>

各主体	総点検の主な事項
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 消火器の設置場所及び操作方法の確認</li> <li>● 地域の危険性の把握</li> <li>● 高齢者、障害者等の避難行動要支援者の支援体制の確認</li> <li>● 地域住民に対する連絡手段等の確認</li> <li>● 防災資機材及び備蓄品の点検・確認</li> <li>● 消防水利や施設の点検・確認</li> <li>● 指定緊急避難場所の確認、安全な避難経路及び危険箇所の確認</li> </ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教職員を対象とした研修の実施状況の確認</li> <li>● 児童生徒及び教職員を含めた避難訓練の実施状況の確認</li> <li>● 学校の防災体制の確認</li> <li>● 学校施設・設備の安全点検の実施</li> <li>● 危険物、化学薬品等の管理点検の実施</li> <li>● 避難所としての取組状況の確認</li> </ul>
事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時の防災体制の確認</li> <li>● 職場の安全対策（備品の転倒防止対策等）の実施状況の確認</li> <li>● 建物の耐震診断、必要な補強等の実施</li> <li>● 備蓄品・非常持ち出し品の点検・確認</li> <li>● 従業員等との非常時の連絡体制の確認</li> <li>● 消火器、発電機等の防災資機材の点検</li> <li>● 危険物等関連施設の安全点検の実施</li> </ul>

## 第2 自主防災組織等の育成強化

市（危機管理課）は、自主防災組織等の充実・強化に向けた取組を進める。

### 1 自主防災組織等の組織化の推進

市（危機管理課）は、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を推進する。  
市内の自主防災組織の結成数は96組織（令和7年9月1日現在）。

### 2 活動の充実・強化

市（危機管理課）は、自主防災組織リーダー養成講座や防災出前講座の実施、自主防災組織が実施する防災訓練の実施を支援することにより、その活動の充実・強化を図る。

## 第3 消防団の活動体制の充実

市（危機管理課）は、消防団員の確保、育成及び活動の活性化に向けた取組を進める。

### 1 消防団の活性化

消防団の充実強化に向けて、消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善等、

消防団の活性化を推進する。

また、地域との連携による消防団のイメージアップや女性や大学生など幅広い層に対して入団の働きかけを行うとともに、機能別団員制度の普及啓発を行うことで消防団員の確保に努めるとともに、若手リーダーの育成を通じて、消防団の活性化を図る。

## 2 消防団の広域応援

大規模災害が発生した場合、市の消防団のみでは災害対応が困難となることから、他市町村の消防団による広域応援活動が可能となるよう、災害時相互応援協定の締結を推進する。

# 第4 事業所等における防災組織等の整備

## 1 企業等における防災教育

事業所、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、自身の組織の社会的な位置付けを十分認識し、従業員を対象とした防災研修や防災教育を積極的に実施する。

市（危機管理課）及び消防組合は、防災講座、防火管理者講習会、危険物取扱者保安講習会等の実施を通じて、これら事業所等の従業員に対する防災教育を推進する。

## 2 企業等における防災体制の充実

市（危機管理課）及び消防組合は、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、被害の拡大を防止する。

企業は、災害時に自ら企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクマネジメントの実施に努める。

また、各企業が属する地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織等と協働し、防災訓練の実施や要配慮者の避難支援体制の整備、応急救護対策の実施、帰宅困難者\*対策の実施等、自発的な防災活動の推進に努める。

市（産業振興課）と狭山商工会議所は、中小企業等の事業継続計画\*（BCP）や事業継続力強化計画の策定を支援し、それぞれの事業継続力強化の取組を支援する。

## 3 危険物等関連施設の防災対策

消防組合及び県は、危険物等関連施設の管理者に対し、事故予防規定等の制定や防災組織の活動等に対する助言・指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

危険物等関連施設の管理者は、危険物等関連施設が所在する地域が浸水想定区域や土砂災害警戒区域\*等に該当するか確認するとともに、風水害等による被害が想定される場合は、被害の拡大防止のために必要な措置の検討や応急対策に係る計画の作成等に努める。

## 4 学校等の防災計画・教育

市（保育幼稚園課、教育指導課）は、災害発生時、学校等において、多数の児童生徒等

を安全に避難させ、児童生徒の身体及び生命の安全を確保するために、専門家や保護者等の協力のもと、学校等の実態に即した適切な防災計画を策定するよう指導する。

また、学校における防災教育については、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に教育活動の全体を通じて行うこととし、特に災害時に生じる危険や安全な避難行動について、児童生徒の発達段階に応じて指導する。

学校長は、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火の要領及び被災した児童生徒の心のケア、災害時に特に留意する事項等に関する職員研修を行う。

## 第5 ボランティア等の活動支援体制の整備

### 1 災害ボランティアの支援及び活動環境の整備

市（危機管理課、福祉政策課）は、NPO やボランティア団体の活動支援に取り組むとともに、市社会福祉協議会等の関係機関の協力による迅速かつ効果的な災害応急活動が実施可能な体制を整備する。

また、市（福祉政策課）は、災害時に市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ボランティアを円滑に受け入れるための体制構築に努める。

#### 【災害ボランティアセンターの設置と運営】

項目	内 容	
設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は市社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動に関する情報提供やボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」を設置する</li> </ul>	
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害ボランティアセンターの運営は、市社会福祉協議会、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となって行い、市はその活動をサポートする</li> </ul>	
業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別や人数の振り分け等被災地におけるボランティア活動のコーディネートを行う</li> <li>県及び県災害ボランティア支援センターに対して災害ボランティアの派遣等の支援を要請する</li> </ul>	
活動の例示	一般活動	●炊き出し、清掃、救援物資の仕分け等
	専門活動	●救急救護、メンタルケア、介護、通訳、手話通訳等

### 2 ボランティア関係機関等との情報共有

市（福祉政策課）は、ボランティア関係機関等と連携し、平常時からボランティア情報の共有化に努める。

## 第6 地区防災計画の策定

---

市（危機管理課）は、地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が協働して行う防災活動、訓練、備蓄等について定める地区防災計画の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動の推進を図る。

このため、内閣府の「地区防災計画ガイドブック」等を活用し、地区防災計画の作成方法等の普及啓発を行う。

## 第7 適切な避難行動に関する普及啓発

---

市（危機管理課、保育幼稚園課、教育指導課）は、市民の避難行動に対する負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、適切なタイミングで適切な行動がとれるよう、防災講座や避難訓練の実施を通じた普及啓発に努める。

## 第8 情報共有の仕組みづくり

---

市（危機管理課、広報課）は、市民の継続的な防災意識の向上を図るため、市公式ホームページ上の防災情報の充実に努める。市公式ホームページ上にレーダー雨量や河川水位等の防災情報に素早くアクセス可能なポータルサイトを掲載するほか、家庭でできる防災対策について紹介するページを設けるなど、平常時から市民に対する情報提供を行う。また、市公式SNS等を活用した防災情報の伝達のための仕組みづくりを推進する。

## 第2節 災害に強いまちづくり

### 【方針】

- 災害による人的・物的被害を最小限にするため、建築物の防火の促進や住宅密集地の解消を図る。
- 避難行動や災害応急活動が円滑に実施できる都市空間の整備等により、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 防災都市づくり	危機管理課、公共施設管理課、都市計画課、建築審査課、みどり公園課、水道施設課、下水道施設課、公共建築物管理担当課
第2 耐震化と安全対策の推進	公共施設管理課、建築審査課
第3 空き家対策	市街地整備課
第4 建築物の防火	都市計画課、建築審査課
第5 オープンスペース等の確保	都市計画課、道路整備課、みどり公園課、農業委員会事務局
第6 宅地等の安全対策	開発審査課、建築審査課
第7 土砂災害の予防	危機管理課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、保育幼稚園課、介護保険課、建築審査課、教育指導課、要配慮者利用施設管理者
第8 河川災害等の予防	危機管理課、福祉政策課、高齢者支援課、保育幼稚園課、都市計画課、道路維持課、開発審査課、下水道施設課、教育指導課、川越県土整備事務所
第9 地震火災等の予防	危機管理課、産業振興課、教育指導課、消防団、埼玉西部消防組合、狭山保健所、狭山警察署、自主防災組織、事業所、危険物施設の管理者、高圧ガス施設管理者、毒物劇物取扱施設の管理者、火薬類施設管理者
第10 被災建築物応急危険度判定体制の整備	開発審査課、建築審査課

### 第1 防災都市づくり

#### 1 防災面に配慮した適正な土地利用の計画的推進

市（都市計画課、建築審査課）は、地震による人的・物的被害を最小限にするため、狭山市総合計画及び狭山市都市計画マスタープラン上に、安全な住まい・まちづくりに係る施策等を位置づけ、総合的かつ計画的な防災都市づくりを推進する。

また、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画及び都市計画法等の関係法令の順守により、適正かつ安全な土地利用への誘導を図る。

## 2 市街地の整備等

市（都市計画課）は、災害に強い安全で快適な都市の形成を図るため、新たな市街地の形成や既存市街地の再整備に係るまちづくりの検討に合わせ、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの実施や安全性を高めるための各種都市計画の活用を検討し、災害に強いまちづくりを計画的に進める。

## 3 公共土木施設の耐震補強の推進

市（公共施設管理課、みどり公園課、水道施設課、下水道施設課、公共建築物管理担当課）は、公共土木施設\*の耐震補強工事を計画的に進める。耐震補強工事に当たっては、緊急輸送道路\*や鉄道をまたぐ橋りょう（跨線橋）、高速道路等をまたぐ橋りょう（跨道橋）等を優先的に実施する。

## 4 社会資本の老朽化対策の推進

市（公共施設管理課、みどり公園課、水道施設課、下水道施設課、公共建築物管理担当課）は、狹山市学校施設長寿命化計画、狹山市橋梁長寿命化修繕計画、狹山市水道事業経営戦略計画、狹山市下水道事業経営戦略計画等を推進し、老朽化の進む公共施設、橋りょう、上下水道等の予防保全的な維持管理等を行うことで、安全性の確保に努める。

## 5 防災活動のための公共施設、公共用地の有効活用

市（危機管理課）は、避難場所、避難所、備蓄倉庫、応急仮設住宅用地等、災害時に必要となる拠点施設を確保するため、公共施設及び公共用地を有効に活用できる体制を整備する。

# 第2 耐震化と安全対策の推進

---

## 1 市有建築物

狹山市建築物耐震改修促進計画において、耐震化を推進していた「多数の者が利用する市有建築物」の耐震化は完了したが、これらの施設が大規模地震発生直後の緊急時においても、水及び電力等を確保できるよう、市（公共施設管理課）は設備の計画的な更新を図る。

建築基準法で規定されている現行の耐震基準（昭和56年新耐震基準）以前の基準で建築された建築物については、必要に応じ、耐震診断を行い、必要に応じて耐震化を実施する。

耐震化については、応急活動の拠点となる施設、避難機能を備えた施設、避難行動要支援者の利用施設等の防災上重要な公共建築物を優先的に実施する。

## 【防災上重要な公共建築物】

- 1 災害対策本部組織が設置される施設（市役所本庁舎、公民館及び地域交流センター等）
- 2 医療救護活動施設（保健センター等）
- 3 応急対策活動施設（浄水場、配水場、浄化センター、環境センター等）
- 4 避難収容施設（市立小学校、市立中学校等）
- 5 社会福祉施設（老人福祉センター、青い実学園等）等

また、これらの施設が大規模地震が発生した際に、水、電力等を確保し、継続してその機能が果たせるよう、設備の計画的な更新を図る。

## 2 一般建築物等

一般建築物等の耐震化は、所有者又は使用者の責務において実施するものであるが、市（建築審査課）は、狭山市建築物耐震改修促進計画に基づき、その取組に対する助言、指導及び支援を行う。

## 第3 空き家対策

市（市街地整備課）は、空き家等の実態把握に努め、地震によって倒壊するおそれがあると認められる場合は、必要に応じて県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う。

## 第4 建築物の防火

市街地が連続し、かつ木造住宅が密集している地域では、延焼の危険性が高いため、建築物の防火を推進する。

## 1 防火・準防火地域の指定

市街地における延焼防止を図るため、市（都市計画課）は、建築物の密集状況や空地率などを勘案し、火災の危険度が高く建築物を耐火又は防火構造等とする必要がある地域などにおいて、防火地域及び準防火地域の指定に向けた検討を行う。

## 2 建築物の防火対策の推進

市（建築審査課）は、建築物の新築及び増改築の際に、建築基準法に基づく防火指導を行うとともに、既存建築物については、建築基準法の特殊建築物等定期調査報告制度に基づき、防火及び避難上の改善指導を行う。

## 第5 オープンスペース等の確保

---

災害時に、避難者の一時避難場所や災害応急活動のためスペースとして活用するとともに、火災の延焼防止効果を高めるため、公園や緑地等の保全を行い、オープンスペースを確保する。

### 1 公園等の利用

市（みどり公園課）は、河川敷や公園等を一時避難場所、ヘリポート及び応急仮設住宅用地等として利用するとともに、現状のオープンスペースを保全することで、災害時の延焼防止効果を高める。

### 2 緑地・農地の保全

市街地における緑地及び生産緑地地区は、延焼防止効果のほか、災害時の一時避難場所等としての活用が期待されることから、市（みどり公園課、農業委員会事務局）は、地権者への啓発をはじめとした緑地等の保全を推進する。

### 3 広幅員道路の整備

市（都市計画課、道路整備課）は、延焼遮断帯及び避難路としての機能を併せ持つ広幅員道路の計画的な整備を推進する。なお、整備に当たっては、次の目的が達成されるよう配慮する。

目的	内容
延焼遮断空間の確保	市街地における延焼火災を防止するため、広幅員幹線道路、緑道、鉄道等の帯状の都市施設と耐震不燃化が図られた沿道建築物帯により形成される延焼遮断空間の整備を図る。
地区骨格道路の整備	地域住民の安全な避難と地域内の円滑な応急対策活動を推進するため、延焼遮断帯で囲まれた地域内の骨格を成す道路の整備を行う。
生活道路の整備	市民生活に密着した生活道路については、高齢者や障害者に対しても安全に避難できるよう配慮した整備を行う。

## 第6 宅地等の安全対策

---

市（開発審査課、建築審査課）は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査及び当該工事の施工に対する指導・監督を通じて宅地造成地における安全対策を推進する。

## 第7 土砂災害の予防

土砂災害の危険を有する区域として、急傾斜地崩壊危険区域が3か所、土砂災害警戒区域（特別警戒区域を含む）が25か所指定されている。（「資料編 第9 災害環境」を参照）

### 1 警戒避難体制の整備

市（危機管理課）は、県が指定した土砂災害警戒区域における警戒避難体制を本計画に定め、土砂災害に関する情報の伝達方法や避難場所等についての周知に努める。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集、伝達等に関する事項（「応急対策・復旧復興編 第2章 第5節 災害情報の収集・伝達」を参照）
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所等に関する事項（「資料編 第5 避難場所等」を参照）
- (3) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設\*で、土砂災害が発生するおそれがある場合に当該施設の利用者の迅速かつ円滑な避難を確保する必要があると認める施設の名称及び所在地（「資料編 第9-3 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧」を参照）
- (4) 救助に関する事項（「応急対策・復旧復興編 第1章 第6節 医療救護等対策」を参照）
- (5) 避難情報を活用した避難対策に関する事項（「応急対策・復旧復興編 第2章 第7節 避難対策」を参照）

### 2 要配慮者利用施設の避難体制の整備

前項(3)により本計画に名称、所在地を示された要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（以下「避難確保計画\*」という。）を作成し、市（福祉政策課、高齢者支援課、保育幼稚園課、教育指導課）に報告する。

また、避難確保計画に定めるところにより、施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保のために訓練を行う。

市（危機管理課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、保育幼稚園課、介護保険課、教育指導課）は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等の状況について定期的に当該施設への確認を行うとともに、必要な支援を行う。

### 3 開発・建築等の規制

県が指定した土砂災害特別警戒区域\*については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく規制（特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等）が行われることから、市（建築審査課）は、同区域内にある建築物の建築確認において構造規定への適合性を審査する。

また、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域については、建築基準法に基づく災害危険区域の指定等を検討する。

#### 4 盛土による災害の予防対策

県は宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じて、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。

また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

### 第8 河川災害等の予防

#### 1 耐震化

県（川越県土整備事務所）は、地震等による堤防等の河川管理施設の崩壊により、河川水が堤内地に流入し、甚大な被害が発生することが危惧される区間の耐震点検を実施し、対策の必要な区間の対策工\*を実施するとともに、河道改修、しゅんせつ\*等を実施し、地震等による水害発生を未然に防ぐことに努める。

#### 2 治水

県（川越県土整備事務所）は、荒川中流右岸ブロック河川整備計画及び荒川水系新河岸川ブロック河川整備計画に基づき、入間川及び不老川の洪水による災害発生の防止又は軽減を図るため、改修目標である時間雨量 50 mm程度の降雨により発生する洪水を安全に流下させることができる治水施設の整備を行う。また、気候変動の影響による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、人命・財産への被害を防止・最小化するため、あらゆる関係者が協働で治水対策に取り組む「流域治水」を推進する。

市（都市計画課、道路維持課、開発審査課、下水道施設課）は、市街化調整区域の保持や流域の適切な土地利用への誘導をはじめ、雨水の流出抑制対策、盛土の抑制、冠水時のアンダーパス部への侵入対策としての監視カメラや冠水センサー等の整備、内水排除施設の整備等の対策を地域区分に応じて流域治水協議会の合意に基づき行う。

また、埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会が策定した「埼玉県の減災に係る取組方針」に基づき、県や他市町村等と連携して入間川等の洪水に対するハード・ソフトの取組を一体的かつ計画的に推進する。

#### 3 洪水の警戒避難

市（危機管理課、道路維持課）は、県が指定した洪水浸水想定区域\*における警戒避難体制を本計画に定める。

また、避難情報等の伝達方法や避難場所に関する事項を記載したハザードマップを作成し公開する。

(1) 避難情報等の伝達方法（「応急対策・復旧復興編 第2章 第5節 災害情報の収集・伝達」を参照）

(2) 避難施設その他の避難場所に関する事項（「資料編 第5 避難場所等」を参照）

- (3) 避難に関する事項（「応急対策・復旧復興編 第2章 第7節 避難対策」を参照）
- (4) 浸水想定区域内にある次の施設の名称及び所在地（「資料編 第9-3 浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設一覧」を参照）
  - ア 地下街等で利用者の迅速かつ円滑な避難と洪水時の浸水防止を図る必要があるもの
  - イ 要配慮者利用施設で、施設利用者の迅速かつ円滑な避難を確保する必要があるもの
  - ウ 大規模工場等で洪水時の浸水防止を図る必要があるもの
- (5) その他洪水時の迅速かつ円滑な避難の確保に必要な事項（「応急対策・復旧復興編 第2章 第7節 避難対策」を参照）

#### 4 避難確保計画の作成等

前項(4)により本計画に名称、所在地を示された要配慮者利用施設の管理者は、国土交通省令で定めるところにより、避難確保計画を作成し、市（福祉政策課、高齢者支援課、保育幼稚園課、教育指導課）に報告する。また、避難確保計画に定めるところにより、施設利用者の迅速かつ円滑な避難の確保のための訓練を行う。

市（危機管理課、福祉政策課、高齢者支援課、保育幼稚園課、教育指導課）は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等の状況について定期的に当該施設への確認を行うとともに、必要な支援を行う。

#### 5 洪水ハザードマップの作成等

市（危機管理課、道路維持課）は、本項3の(1)～(3)及び(5)の事項をハザードマップの作成・公表により、住民等に周知する。

作成するハザードマップについては、市民が自身の居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるような内容を掲載するとともに、市民が災害に関する情報を自ら取得する方法を掲載するなど、市民の防災意識の高揚に資する内容とする。

## 第9 地震火災等の予防

### 1 地震に伴う住宅からの出火防止

- (1) 一般火気器具（ガスコンロ、灯油ストーブ等）からの出火防止
  - ア 消防団及び消防組合は、市民に対して、ガスコンロ、灯油ストーブ等の一般火気器具からの出火防止について指導を行う。
  - イ 消防組合は、住宅用火災警報装置の設置及びその維持管理についての普及啓発に努める。

### (2) 化学薬品からの出火防止

市（教育指導課）は、学校等で保有する化学薬品について、混合混触による出火防止を徹底するよう、適切な指導を行う。

また、引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するととも

に、容器や棚の転倒防止措置の徹底するよう、併せて指導を行う。

## 2 初期消火体制の充実強化

### (1) 自主防災組織等の初期消火力の強化

市(危機管理課)は、自主防災組織の育成と活動の充実を図り、住民による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防団及び消防組合等と一体となった地震火災防止のための活動体制の確立に努める。

### (2) 事業所の初期消火力の強化

市(危機管理課、産業振興課)及び消防組合は、事業所に対して自主防災対策の強化を促進するとともに、従業員及び周辺住民の安全確保のために、防火管理者の選任や地震時における初期消火の実施等について定めた具体的な消防計画の作成を促進する。

### (3) 地域住民と事業所の連携

市(危機管理課、産業振興課)は、計画的かつ効果的に防災教育及び防災訓練を行い、住民の災害対応力を高めるとともに、家庭、自治会・自主防災組織、事業所等の協力・連携を促進し、地域における防災体制を充実強化する。

## 3 危険物等関連施設の安全化

### (1) 危険物施設

消防組合及び危険物施設の管理者は、次の予防対策を行う。

#### ア 危険物製造所等の整備改善

①危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。

②立入検査を励行し、災害防止の指導を行う。

#### イ 危険物取扱者制度の効果的な運用

①危険物保安監督者の選任及び解任の届出を徹底させる。

②危険物の取扱いについて、技術上の基準を順守するよう指導する。

③法定講習会の実施等、保安教育を徹底する。

#### ウ 施設管理及び危険物取扱いの安全管理の徹底

①施設の管理に万全を期するため、危険物施設保安員等の選任を指導する。

②危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成順守を指導する。

### (2) 高圧ガス施設

消防組合及び高圧ガス施設の管理者は、次の対策を行う。

#### ア 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底する。

#### イ 経済産業大臣、消防組合及び警察との必要な情報交換等密接な連携のもと、防災上の指導を行う。

#### ウ 各種保安講習会等の実施、高圧ガス保安協会の作成した事故情報の配布等、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

#### エ 高圧ガス施設における製造保安責任者等が確實に日常点検及び定期点検等を実施するよう、施設の維持管理、保安教育の徹底等の指導を強化する。

### (3) 毒物劇物取扱施設

県(狭山保健所)、警察署及び毒物劇物取扱施設の管理者は、次の対策を行う。

- ア 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- イ 消防組合及び警察署と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもと、防災上の指導にあたる。
- ウ 埼玉県毒物劇物協会の協力のもと、毒物劇物安全管理講習会等を開催し、毒物劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。

#### (4) 火薬類施設

消防組合、県、警察署及び火薬類施設の管理者は、次の対策を行う。

- ア 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の順守を徹底することで、災害を防止し公共の安全を確保する。
- イ 経済産業大臣、警察及び消防組合と連携し、取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもと、防災上の指導を行う。
- ウ 埼玉県火薬類保安協会と連携し、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、(公社)全国火薬類保安協会の作成した事故事例を配布し、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を行う。

### 第10 被災建築物応急危険度判定体制の整備

市（開発審査課、建築審査課）は、地震発生時に被災建築物応急危険度判定\*及び被災宅地危険度判定\*を円滑に実施する体制を整備する。

地震発生直後、速やかに判定活動が行えるよう、市内の判定区域図等の作成及び民間の判定士の参集・要請等の体制の整備を行う。また、危険度判定士の育成及び市民への普及啓発に努める。

## 第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

### 【方針】

- 災害による人的被害の最小化及び迅速な復旧のため、各防災拠点と緊急輸送道路のネットワーク化を図るとともに、緊急輸送道路の機能を迅速に回復する体制を整備する。
- ライフライン\*関連施設の耐震化やバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくり等、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。
- 災害時に利用可能なエネルギーの多様化を図ることにより、電力供給の安定に向けた取組を促進する。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 交通関連施設の安全確保	交通防犯課、道路維持課、川越県土整備事務所、西武鉄道(株)
第2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備	危機管理課、道路整備課、道路維持課、建築審査課、下水道施設課、川越県土整備事務所、狭山警察署、道路管理者
第3 ライフラインの確保	危機管理課、資源循環推進課、水道施設課、下水道施設課、通信事業者、東京電力パワーグリッド(株)、ガス事業者
第4 エネルギーの確保	危機管理課、財産管理課、資源循環推進課

### 第1 交通関連施設の安全確保

#### 1 道路の震災予防対策

道路管理者（道路維持課、県川越県土整備事務所）は、土砂崩落、落石等の危険箇所について、<sup>のり</sup>法面保護工等を実施する。

また、狭山市橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、老朽化した橋の修繕等を推進するとともに、既設橋りょうの耐震補強を進める。

なお、緊急活動や支援物資の輸送の役割を担う緊急輸送道路のネットワークを確保するため、緊急輸送道路指定路線の耐震化を優先する。

#### 2 交通関連施設の災害予防

西武鉄道(株)は、施設の点検、耐震補強等を適宜実施し、防災機能を確保する。

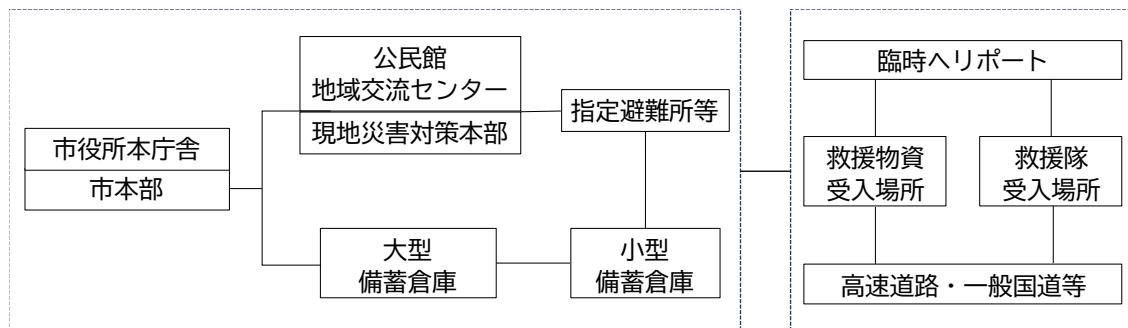
市（交通防犯課）は、駅やバスターミナルなどの交通関連施設の耐震化を促進する。

## 第2 緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備

### 1 緊急輸送道路の指定

県は、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路と、下図に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路を緊急輸送道路に指定し、緊急輸送ネットワークを整備する。

市（危機管理課）は、市内における効率的な緊急輸送を行うため、地震被害想定や災害危険区域等を考慮し、県、隣接市町村、関係機関及び関連企業と協議の上、下に示す防災活動拠点及び緊急輸送拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する。



### 2 緊急輸送道路及び沿線の整備

災害時の緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、安全性及び信頼性の高い道路網の整備を推進する。

#### （1）県指定の緊急輸送道路の整備

##### ア 道路の耐震強化

道路管理者は、緊急輸送道路の耐震性の向上等を推進する。

##### イ 沿線地域の不燃化及び閉塞建築物\*の耐震化の促進

市（建築審査課）及び県は、指定された緊急輸送道路の沿線地域の不燃化及び閉塞建築物の耐震化を促進し、地震による道路閉塞の可能性を低減するよう努める。

##### ウ 下水道のマンホールの対策

市（下水道施設課）は、液状化\*が想定される地域内の緊急輸送道路にある下水道のマンホールについて、液状化による浮上防止対策を推進し、災害時における緊急通行車両\*等の通行の確保に努める。

##### エ 危険箇所の調査及び応援体制の整備

道路管理者は緊急輸送道路内の応急対策上重要な箇所や大きな被害の発生する可能性のある箇所について、事前調査を行う。

また、発災後に応急復旧作業の協力が得られるよう、あらかじめ応援体制を整備する。

#### （2）市指定の緊急輸送道路の整備

市（道路整備課、道路維持課、下水道施設課）は、緊急通行車両等の通行を確保するた

め、関係機関と協議の上、県指定の緊急輸送道路に準ずる対策を推進する。

(3) 応急復旧資機材の整備

道路管理者は、平常時から災害時の応急復旧資機材の整備を行う。

また、災害協定を締結している建設関連企業・団体との連携を密にし、応援体制や災害時に使用可能な建設機械等を把握する。

(4) 交通規制実施時における車両運転者への義務等の周知

警察署は、発災後において交通規制が実施された場合、車両の運転者へ義務等について周知する。

## 第3 ライフラインの確保

---

### 1 電気施設の災害予防

東京電力パワーグリッド(株)は、過去の災害などを参考とした予防措置を講ずるとともに、災害時に迅速な対応ができるよう災害復旧訓練を実施するなどの体制整備に努める。

### 2 ガス施設の災害予防

(1) 都市ガス

都市ガス事業者（武州ガス(株)、入間ガス(株)）は、関連施設・設備の災害対策を推進する。

- ア ガス製造施設の耐震化の実施
- イ ガス供給設備の耐震化の実施、緊急遮断装置の設置
- ウ 検知・警備設備の設置
- エ 設備の緊急停止装置等の設置
- オ 緊急放散設備等の設置
- カ 連絡・通信設備の整備
- キ ガス工作物の巡視、点検・調査

(2) LPガス

LPガス事業者は、地震が発生した場合の処置や平常時の点検について、市民に対し周知徹底を図る。

また、マイコンメーターやヒューズコック等の安全器機の普及に努める。

### 3 上水道施設の災害予防

市（水道施設課）は、狭山市水道事業経営戦略計画に基づき、災害に強い水道の整備を進める。

特に、水道管は基幹管路や病院又は指定緊急避難場所等へつながる重要管路の耐震化を優先的に進めるほか、災害時に迅速な応急復旧や応急給水を実行するための応急給水

体制の確立、資機材等の備蓄、関係団体との応急復旧体制の構築等に努める。

#### 4 廃棄物処理施設の災害予防

市（資源循環推進課）は、狭山市災害廃棄物処理計画を踏まえ、災害に強い廃棄物処理施設の整備を進める。

- (1) 施設の耐震化及び不燃堅牢化の実施
- (2) 災害時の人員計画及び連絡体制の構築
- (3) 復旧対策及び施設等の点検手引き等の作成
- (4) 処理に必要な薬剤、予備冷却水、起動用非常用発電機等の確保

#### 5 下水道施設の災害予防

市（下水道施設課）は、災害に強い下水道や災害時の復旧体制の整備を進める。

- (1) 電力の供給停止を想定した自家発電装置の備え
- (2) マンホールポンプ設備の機能確保のための電源の確保
- (3) 施設の耐震化
- (4) ループ化や複数系統化などのバックアップを考慮した管路計画の策定
- (5) 関係機関等との緊急点検、応急復旧等の作業に係る事前協議の実施

#### 6 通信施設の災害予防

通信事業者（NTT 東日本（株）ほか）は、災害時に重要通信を確保し、早期復旧できる対策を進める。

また、災害予防措置を円滑かつ迅速に実施できるよう平常時から災害対策に係る施策等を積極的に推進する。

- (1) 施設及び設備の耐震、防火、停電及び浸水対策の実施
- (2) 市及び防災関係機関の重要通信の確保
- (3) 指定避難所等への特設公衆電話の設置
- (4) 市及び防災関係機関への衛星携帯電話等の円滑な貸出し体制の確保

#### 7 ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定

ライフライン事業者は、市（危機管理課）が示す市内の防災上重要な建築物（災害対策本部設置予定施設、医療施設、応急対策活動施設、指定避難所、社会福祉施設等）を考慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

### 第4 エネルギーの確保

市（危機管理課、財産管理課、資源循環推進課）及び防災関係機関は、災害時の電力確保のため、管理施設への自立・分散型電源の導入を促進する。また、災害対策車両のエネルギー確保のため、電気自動車など多様なエネルギーを使用できる車両の確保に努める。

## 第4節 応急対応力の強化

### 【方針】

○市及び防災関係機関は、災害時の被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、市本部を設置し、密接に連携を図りながら、それぞれの機能を十分に発揮できる体制を整備する。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 応急活動体制の整備	危機管理課、情報政策課、職員課、各課
第2 防災活動拠点の整備	危機管理課、財産管理課、公共施設管理担当課
第3 警備体制の整備	交通防犯課、狭山警察署
第4 消防力の充実・強化	危機管理課、消防団、埼玉西部消防組合
第5 救急救助体制の整備	危機管理課、消防団、埼玉西部消防組合、自主防災組織、防火管理者
第6 相互応援体制等の整備	危機管理課、職員課

### 第1 応急活動体制の整備

#### 1 市本部体制の整備

市（危機管理課）は、大規模な災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に市本部を円滑に設置、運営できる体制を整備する。

#### 2 業務継続計画(BCP)の推進

市（各課）は、災害時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するため、業務継続計画\*(BCP)の見直しを適宜実施する。また、計画に基づく平常時の対策を実行するとともに、その結果を点検し、適宜計画の見直しを行うなど、継続的な取組を推進する。

#### 3 電源及び非常用通信手段等の確保

市（各課）は、市役所本庁舎をはじめとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源\*以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。

併せて、再生可能エネルギー・蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム\*等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。

市（危機管理課）は、物資の供給が相当困難な場合を想定した飲料水、食料、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や行政機関間における情報共有や孤立集落の状況把握、応援職員等が活動する場合を想定した衛星通信を活用したインターネット機器の整

備・活用等、通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保を図る。

併せて、大規模停電発生時の電源車の配備等、関係省庁や東京電力パワーグリッド（株）等から円滑な支援を受けられるよう、県が整備する病院、社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等のリスト化に協力し、共有する。

#### 4 情報システムやデータのバックアップ対策

市（情報政策課、各課）は、各種情報システムについて、災害時におけるシステムの継続稼働を確保するため、災害耐性の高いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底する。

#### 5 災害応急対策に係る各種マニュアルの整備及びその周知徹底

市（危機管理課、各課）は、災害応急対策に係る各種マニュアルを整備するとともに、訓練の実施等によりその周知徹底を図る。

#### 6 応急対応、復旧復興のための人材の確保

市（職員課）及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

### 第2 防災活動拠点の整備

市（危機管理課、財産管理課、公共施設管理担当課）は、災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を行うため、市本部を設置する市役所本庁舎の耐震性の向上及び防災対策上の中枢機能を高めるとともに、災害時の救助、避難、医療救護、物流等等の防災活動拠点施設を適切に整備する。

また、防災活動拠点施設の管理者は、災害時に当該施設が有する機能を十分に発揮するよう、あらかじめ利用関係者と調整を図り、運営マニュアル等の作成及び点検を行う。

### 第3 警備体制の整備

市（交通防犯課）及び警察署は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市民の生命、身体及び財産の保護、交通の秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序の維持に必要な各種対策を実施して、治安の確保に努める。

また、警察署は平常時から災害警備に必要な装備・資機材の点検及び整備並びに開発、改善等に努める。

## 第4 消防力の充実・強化

---

### 1 消防資機材の整備

消防組合は、災害対策に有効な消防資機材の充実を図る。

また、大規模災害や特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を備えた指定部隊は、災害実態及び危険性を早期に把握し、被害拡大防止と市民の安全確保を最重点に活動する。

消防団は、災害時には消防組合と協力しながら消防活動を行うとともに、平常時には地域において出火防止や初期消火の指導等を行い、地域防災力の向上を図る。

市（危機管理課）は、消防団の活動を支援するため、災害対策に有効な消防団資機材（車庫、装備、資機材等）の計画的な更新及び整備を行う。

### 2 消防水利等の整備

消防組合は、火災の延焼拡大の危険が高い地域、消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備、ビルの保有水の活用及び河川やプール等の水利の確保を推進する。

### 3 消防団組織の充実

市（危機管理課）は、地域社会との連携を図りながら、消防団に参加しやすい環境づくりや制度構築を行うことで、市民等の消防団への参加を促進する。

## 第5 救急救助体制の整備

---

### 1 救急救助体制の整備

市（危機管理課）及び消防団は、救急・救出・救助資機材の整備を行う。

また、消防団及び自主防災組織等を中心とした救急救助訓練を実施することで、各地域における救急救助体制の強化を図る。

消防組合は、高層建築物等に関する救急救助活動について、消防法に定める防火管理者に対し、自衛消防体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努める。

### 2 傷病者搬送体制の整備

消防組合は、傷病者の円滑な搬送のため、次の対策を講じる。

- (1) 収容先医療機関の被害状況や空き病床数等、傷病者の搬送先の決定に必要な情報が把握できる災害時医療情報体制の確立
- (2) 地域ごとの医療機関の規模、位置及び診療科目等をもとにしたおよその搬送順位の決定
- (3) 搬送経路となる道路が災害時に被害を受けた場合を考慮した後方医療機関への搬送

### 経路の検討

- (4) ヘリコプターによる重症患者の搬送の受入れが可能な医療機関との連絡体制の確立及び防災ヘリコプター等による重症患者の搬送計画の策定
- (5) 災害時の多数の骨折、火傷等の傷病者を考慮した救急救命士の有効活用など効率的な出動体制及び搬送体制の整備

## 第6 相互応援体制等の整備

### 1 専門技術職員の相互応援体制の整備

市（危機管理課、職員課）は、専門的な技術及び知識を有する他の地方公共団体職員を円滑に受け入れるため、県及び他市町村と連携した相互応援体制を確立する。

### 2 受援体制の整備

市（危機管理課、職員課）は、大規模災害の発生時に国、県や他の自治体などからの応援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、受援計画\*等を作成するとともに、受入体制の整備に向け、次の取組を進める。

- (1) 各業務における市の受援担当者の選定及び執務スペースの確保を行い、応援職員等を迅速かつ的確に受け入れる体制の整備に努める。
- (2) 応援職員の活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合を想定して、応援職員等に対して紹介できるホテル・旅館、公共施設等をあらかじめ選定しておく。
- (3) 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化し、職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練、情報交換等を実施する。
- (4) 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制の明確化に努める。

## 第5節 情報の収集・伝達体制の整備

### 【方針】

- 市及び防災関係機関は速やかに災害対応を行うため、災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達する体制の整備を図る。
- デジタル技術を災害対応に活用できるよう、各種情報システム及び情報通信設備を整備する。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 情報の収集・伝達体制の整備	危機管理課、広報課、情報政策課、職員課、障がい者福祉課

### 第1 情報の収集・伝達体制の整備

#### 1 情報収集体制の整備

市（危機管理課、情報政策課）は、地域や施設に関する被害状況等を迅速かつ正確に把握できるよう、情報収集体制を整備する。

このため、情報の収集及び報告に関する責任者、調査体制、報告様式、調査・報告要領、連絡方法及び現場写真の撮影等の体制を整備する。

#### 2 情報の分析・加工体制の整備

##### (1) 災害情報データベースの整備

市（危機管理課）及び防災関係機関は、平常時から災害に関する情報を収集蓄積するとともに災害時に活用できるよう災害情報のデータベース化を推進する。

##### (2) 人材育成

市（危機管理課、職員課）は、収集した災害情報を的確に分析・整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じて専門家の活用を検討する。

#### 3 情報共有・伝達体制の整備

市（危機管理課、広報課、情報政策課）は、防災関係機関等と災害情報を円滑に共有できるシステムの整備に努めるほか、市民等に迅速かつ的確に災害情報を提供できるシステムの充実、強化を推進する。

なお、非常通信手段については市及び防災関係機関において共通認識を図るほか、災害広報手段について市民等への普及啓発を行う。

【市の主な通信・広報手段】	
市の主な災害通信手段	①防災行政無線（移動系） ②災害時優先電話 ③県防災行政無線 ④消防無線（消防組合）
市の主な災害広報手段	①市防災行政無線（同報系） ②防災行政無線音声自動応答サービス ③緊急通報システム（Fネット） ④市公式ホームページ ⑤市公式SNS（X、Facebook、LINE） ⑥メール配信サービス ⑦Yahoo!防災速報 ⑧広報さやま ⑨緊急速報メール ⑩狭山ケーブルテレビ

#### 4 防災行政無線等の整備

市（危機管理課）は、防災行政無線（同報系及び移動系）の整備を推進するとともに、防災情報伝達手段の多重化・多様化を進める。

- (1) 狹山市防災行政無線（同報系）については、令和4年度までに親局、遠隔制御装置及び子局のデジタル化を完了しており、今後も適切な維持管理を行う。
- (2) 防災行政無線（移動系）については、各現地災害対策本部及び各避難所等に配備する。
- (3) 総務省消防庁通知「全国瞬時警報システム（J-ALERT）の新型受信機導入及び情報伝達手段の多重化の推進について」に基づき、当該システムの新型受信機への移行及び連携する情報伝達手段の多重化の推進を図る。

#### 5 情報通信設備の安全対策

市（危機管理課、情報政策課）及び防災関係機関は、災害時に通信支障が生じないよう通信機器の整備・点検を行うとともに、情報伝達訓練を定期的に実施する。

- (1) 非常用電源の確保  
停電や屋外での活動に備え、無停電電源装置、発電機、バッテリー及び可搬型電源装置の整備及び定期的なメンテナンスを実施する。
- (2) 設備等の安全対策  
情報通信設備・機器等について、地震動対策及び浸水対策を講じる。
- (3) 通信回線の多重化  
防災関係機関及び防災活動拠点との通信手段の多重化及び非常通信手段の確保に努める。

#### 6 災害時の連絡用電話の指定

各施設において、災害時における防災関係機関相互の連絡に使用する回線や電話機を指定するなど、通報の殺到や通信の輻輳等を考慮した通信体制を確保する。

## 7 障害の種類に応じた情報伝達体制の整備

市（危機管理課、障がい者福祉課）は、障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができる体制の整備に努める。

## 第6節 医療救護等対策

### 【方針】

- 災害時の医療体制を確保するため、平常時から初期医療体制、後方医療体制及び広域的な医療応援体制の整備を推進する。
- 災害時の遺体収容所の設置・運営体制の整備及び遺体の埋・火葬の手続きが円滑に行える体制の整備を推進する。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 医療救護体制の整備	危機管理課、健康づくり支援課、埼玉西部消防組合、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市柔道整復師会、病院等
第2 埋・火葬のための資材及び火葬場の確保	危機管理課、市民課

第6章  
第2節

### 第1 医療救護体制の整備

#### 1 初期医療体制の整備

##### (1) 医療初動体制の整備

市（危機管理課、健康づくり支援課）は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、市柔道整復師会（以下、「4師会」という。）等と締結した「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、災害時の円滑な活動が可能となるよう、災害時医療救護マニュアルを作成する。

災害時医療救護マニュアルの作成に当たっては、次の事項等を検討するとともに、作成したマニュアルの周知を図る。

- ア 会員等の収集及び緊急連絡方法
- イ 医療救護所の設置及び運営方法
- ウ 医療救護班の集合場所及び編成
- エ 医療救護班の派遣要領及び活動内容
- オ 医薬品等の備蓄及び調達方法

##### (2) 自主防災組織等による自主救護体制の整備

市（危機管理課）及び消防組合は、地域の自主防災組織等が避難所等において、軽症者に対する自主的な救護活動が行える体制を整備する。

また、AED（自動体外式除細動器）の設置場所を広く周知するとともに、自主的な救護活動が実施できるよう、止血、人工呼吸、AEDの使用方法等を習得するための応急救護訓練の実施による応急救護能力の向上を支援する。

(3) 後方医療体制の整備

災害拠点病院\*、災害時連携病院\*及び市内後方医療機関\*は、次の対策を講じる。

- ア 医療施設等の耐震化及び不燃化
- イ 医薬品等の備蓄及び配備
- ウ 水、食料の備蓄及び整備
- エ 自家発電装置等の備蓄及び配備
- オ 医療要員の非常参集体制の整備
- カ 救護班の編成
- キ 傷病者の円滑な受入体制の整備

(4) 情報連絡体制

市（健康づくり支援課）は、市災害対策本部、医療救護所、後方医療機関、消防組合等の間における十分な情報連絡機能を確保するため、災害時医療情報連絡体制の整備を推進する。

(5) 医薬品等の備蓄

市（危機管理課、健康づくり支援課）は、地震被害想定調査に基づく負傷者の予測量を目安とし、災害時の医療救護活動のための医薬品等の備蓄に努める。

## 第2 埋・火葬のための資材及び火葬場の確保

---

市（市民課）は、多数の遺体の検視、検案、調査、身元確認、埋火葬の手続き等が円滑に行えるよう、遺体収容所の設置・運営体制を整備する。

また、市（危機管理課）は災害時に遺体収容所、遺体処理の要員・資機材等が不足する事態を考慮し、葬祭業者等との災害協力協定の締結を推進する。

## 第7節 帰宅困難者対策

### 【方針】

○大規模災害が発生し、鉄道などの公共交通機関が停止した場合、市内で最大約1万人の帰宅困難者が発生するおそれがあることから、「むやみに移動を開始しない（一斉帰宅の抑制）」という基本原則の周知徹底を図るとともに、主要駅周辺での一時滞在施設の確保など、帰宅困難者が安心して一時滞在が可能となる対策を実施する。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 帰宅困難者支援体制の整備	危機管理課、公共施設管理課、市民課、産業振興課、商業観光課、こども支援課、保育幼稚園課、青少年課、教育施設管理課、教育指導課、西武鉄道（株）、事業者等

### 第1 帰宅困難者支援体制の整備

#### 1 帰宅困難者対策の普及啓発

##### (1) 一斉帰宅の抑制

市（危機管理課）は、帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底に努めるとともに、災害用伝言ダイヤル『171』や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法についての普及啓発を行う。

##### (2) 企業等への要請

市（産業振興課、商業観光課）は、職場や集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対して適切な対応が行えるよう、企業等に対して次の点を要請する。

###### ア 施設の安全化

###### イ 災害時のマニュアルの作成

###### ウ 飲料水及び食料の確保

###### エ 情報の入手手段の確保

###### オ 従業員等との安否確認手段の確保

###### カ 仮宿泊場所等の確保

#### 2 一時滞在施設の確保

市（危機管理課、公共施設管理課、市民課、教育施設管理課）及び西武鉄道（株）は、災害により鉄道等が運行停止して駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、それらの滞留者を一時的に滞在させるための施設（一時滞在施設）を確保する。

なお、一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保に努める。

一時滞在施設においては飲料水、食料、看板等の必要な物資の備蓄や公衆無線 LAN など通信環境の整備に努めるほか、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備する。

### 3 企業等における対策

西武鉄道（株）、集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底に努めるとともに、災害用伝言ダイヤル『171』や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

さらに、事業所内に自社従業員等を一定期間滞在させるために、飲料水、食料等の備蓄を行うほか、災害時のマニュアル作成や情報提供体制の整備に努める。

その他、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護が可能となる体制の整備に努める。

### 4 保育所・学校等における対策

市（こども支援課、保育幼稚園課、青少年課、教育指導課）は、災害時に幼児、児童生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となり、児童生徒等の引き取りが困難となった場合や児童生徒等が帰宅困難となった場合を想定し、一定期間校舎内等で保護するためのマニュアルを整備するとともに、さやまっ子緊急メールをはじめとした保護者との連絡手段の整備に努める。

## 第8節 避難対策

### 【方針】

- 災害時の避難が円滑に行われるよう、避難場所等の指定、避難計画の策定等の取組を推進する。
- 避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、避難者にとって良好な生活環境の確保に努める。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 避難体制の整備	危機管理課、こども支援課、保育幼稚園課、青少年課、教育指導課、学務課、防災上重要な施設の管理者

### 第1 避難体制の整備

#### 1 避難計画の策定

##### (1) 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意した避難計画を作成する。

ア 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合の収容先施設の確保、移送の実施方法等

イ 高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域特性等を考慮した上での避難場所、避難経路、避難のタイミング、避難誘導、収容先施設の確保及び給食の実施方法等

ウ 駅や商業施設等の不特定多数の人が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上での避難場所、避難経路、避難のタイミング及び避難誘導並びに指示伝達の方法等

エ 工場、危険物保有施設においては、従業員及び地域住民の安全確保のための避難誘導方法や市、消防署、警察署等の関係機関との連携体制等

##### (2) 保育所、学校等の避難計画

市（こども支援課、保育幼稚園課、青少年課、教育指導課、学務課）は、保育所、学校等において児童生徒等の安全確保に努め、状況に即応した対応ができるよう、保育所、学校等に対して避難マニュアルの策定を指導する。

教職員はその運用に精通するとともに、平常時の避難訓練の実施を通じて、児童生徒、保護者等に対して、災害時の行動についての周知・啓発を行う。

また、市、消防署、警察署、自治会、自主防災組織等と密接に連携して、学校施設や周辺の安全性、避難場所、避難経路等を事前に確認する。

## 2 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定と整備

### (1) 指定緊急避難場所の指定

市（危機管理課）は、地震、洪水、がけ崩れ、大規模火災等の災害から市民の安全を確保するため、指定緊急避難場所を指定する。

指定に当たっては、災害対策基本法\*及び内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」に基づき施設の適性等を判定する。また、誘導標識を設置する際は日本産業規格の災害種別一般図記号を使用して避難場所を明示するよう努める。

避難所が不足する場合に備え、隣接市との避難所の相互利用について、協力体制を確立するとともに、避難所の不足を想定し、大学や事業所等との災害協定の締結を行い、非常時に利用できる施設の充実を図る。

### (2) 指定避難所の指定

市（危機管理課）は、災害により住居を失った被災者等を一時滞在させる指定避難所（一般用の「指定避難所」と要配慮者専用の「指定福祉避難所」の2種類）を指定する。

指定福祉避難所については、社会福祉施設や特別支援学校等と協定を締結した上で指定し、その旨を公示する。また、指定福祉避難所の受入対象者は、特定された要配慮者とその家族のみであることを公示する。

### (3) 指定避難所の環境整備

指定避難所の環境整備に当たっては、次の点に留意する。

ア 建物の耐震性を確保するとともに、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図等の施設利用計画書を作成し、避難者のプライバシーや良好な生活環境が確保されるよう配慮する。

イ 飲料水、食料、簡易トイレ、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等の避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。なお、備蓄品の調達に当たっては、高齢者、女性及びこども等の要配慮者のニーズにも配慮する。

ウ 貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ラジオ、衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。避難所における避難者の健康被害の発生を防止するため、特に、仮設トイレ、トイレカー等の配備による快適なトイレ環境の確保に努める。

エ 避難の長期化を考慮した環境整備に努めるとともに、電源や燃料容量の拡大や多層化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保及び再生可能エネルギーの導入を含む停電対策）に努める。

### (4) 市民への周知

市（危機管理課）は、指定緊急避難場所及び指定避難所等について市民に周知する。

避難誘導標識等を設置することで、市内の地理に詳しくない者（市への来訪者、外国人等）に対する周知に努める。

### (5) 避難所開設・運営マニュアルの作成等

市（危機管理課）は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」、「ジェンダー視点による避難所開設・運営の充実強化のための標準手引き」及びこども家庭庁が策定した「災害時の子どもの居場所づくり手引き」に基づき、適切なマニュアルの作成に努める。

作成した避難所開設・運営マニュアルについては、国や県の避難所運営に関する指針や訓練の検証結果などを踏まえて適宜見直しを行う。

## 第9節 災害時要配慮者対策

### 【方針】

- 高齢者、障害者、妊産婦、こども等、災害時に配慮を要する対象（要配慮者）が災害時に安全に避難できる支援体制を整備する。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 避難行動要支援者の安全対策	危機管理課、自治文化課、市民課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課、保健センター、消防団、埼玉西部消防組合、狭山警察署、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員
第2 要配慮者全般の安全対策	危機管理課、公共施設管理課、自治文化課、市民課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども政策課、こども支援課、介護保険課、保健センター、教育施設管理課
第3 社会福祉施設入所者等の安全対策	危機管理課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、保育幼稚園課、青少年課、介護保険課、社会福祉施設等の管理者

### 第1 避難行動要支援者の安全対策

#### 1 避難行動要支援者の安全確保

市（危機管理課、自治文化課、市民課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課、保健センター）は、災害対策基本法及び内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援体制を整備する。

#### 2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者は、次のとおりとする。

- ア 75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- イ 介護保険法に基づく要介護3、4又は5の認定を受けている者
- ウ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- エ 療育手帳Ⓐ又はAの交付を受けている者
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている者
- カ 市や地域支援者が認める自力避難困難者
- キ その他、自力で避難するのが困難な者（難病患者、妊産婦、日本語に不慣れな外国人等）のうち、名簿への登載を希望する者

### 3 避難行動要支援者名簿の作成

市が作成する避難行動要支援者名簿は次のとおり。

#### ア 対象者名簿

全ての避難行動要支援者を登載し、市の管理のもと、災害時に限り活用される名簿

#### イ 同意者名簿

避難行動要支援者のうち、同意者のみを登載し、災害発生時の避難行動要支援者の避難支援だけでなく、平常時の見守り活動等においても活用するため、地域支援者へ提供される名簿

##### 【地域支援者】

- ①自治会（避難行動要支援者の支援活動に関して、市と協定を締結した団体のみ）
- ②民生委員・児童委員 ③消防団
- ④消防署 ⑤警察署
- ⑥地域包括支援センター ⑦社会福祉協議会

### 4 避難行動要支援者名簿の更新

市（危機管理課）は、避難行動要支援者を把握するため、避難行動要支援者名簿の更新のための仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努める。

### 5 避難行動要支援者名簿の活用

市（危機管理課）は、避難行動要支援者の情報把握や平常時の見守り活動の実施のため、同意者名簿を地域支援者に提供する。

なお、名簿の提供に先立ち、市は自治会と「狭山市避難行動要支援者の避難支援体制づくりに関する協定」を締結する。

名簿の提供を受けた地域支援者は、情報漏えい防止策を講じるとともに、避難行動要支援者の権利・利益を侵害することがないよう努める。

### 6 地域支援者の安全確保

市（危機管理課）は、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等が行われるよう、地域支援者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対して、災害時に地域支援者による避難支援が必ず受けられることを保証するものではないこと、地域支援者自身の安全確保が優先されることについての理解が得られるよう努める。

### 7 避難行動要支援者支援会議の設置

市（危機管理課、自治文化課、市民課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課、保健センター）は、災害時に、避難行動要支援者の安否確認や避難支援、避難所や福祉避難所の利用調整等の必要な支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から避難行動要支援者支援会議を開催し、支援体制の検討を行う。

避難行動要支援者支援会議は、災害時には災害対策本部の一部として避難行動要支援者の避難に関する情報伝達や安否確認等、避難所の避難行動要支援者支援班と連携した支援活動を行う。

## 8 個別避難計画書の作成

市（危機管理課、自治文化課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課、保健センター）は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者ごとの個別避難計画書の作成を推進する。

計画書については、避難行動要支援者本人が家族や地域支援者等と打合せを行いながら、災害時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路など、避難行動要支援者や地域の実情に合わせた具体的な内容を記載する。

## 9 防災訓練

市（危機管理課、自治文化課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課、保健センター）は、災害時に避難行動要支援者の避難支援が実際に機能するか検証するため、避難行動要支援者、地域支援者、福祉関係者等との防災訓練等を定期的に実施する。

# 第2 要配慮者全般の安全対策

---

## 1 要配慮者の安全確保

### （1）要配慮者に配慮した避難所の整備

市（危機管理課、公共施設管理課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども政策課、こども支援課、介護保険課、保健センター、教育施設管理課）は、避難所において要配慮者への災害情報の効果的な伝達や良好な生活環境の提供ができるよう、福祉関係者の知見や要配慮者となる多様な主体からの意見聴取に努め、避難所の整備を推進する。

ア 揭示板、文字放送テレビ及びFAXの設置

イ 外国語やピクトグラム等を使用した案内板の標記

ウ 要配慮者等に配慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保

エ こどもが安心して過ごせる場所（キッズスペース、学習スペース等）の確保

なお、指定福祉避難所については、要配慮者のための特段の配慮が必要な避難所であることに留意し、物資・機材の配備について特に配慮する。

### （2）地域との連携

市（福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、介護保険課）は、地域の訪問介護・居宅介護等サービス事業者等と連携し、災害時の要配慮者へのきめ細かな支援体制の確立に努める。

災害時に介護等を必要とする被災者が速やかに施設利用できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図る。

また、高齢者、障害者等に対する自治会、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否の確認などの見守りネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制の確立に努める。

### (3) 県との連携

市（福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課）は、災害時に要配慮者に対する介護や相談業務などの福祉的支援を円滑に行えるよう、県と連携し、社会福祉士、介護福祉士、保育士などで構成される災害派遣福祉チーム（DWAT）の活用体制を確保する。

## 2 外国人の安全確保

### (1) 外国人の所在の把握

市（市民課）は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるよう、平常時から外国人の人数や所在の把握に努める。

### (2) 防災基盤の整備

市（危機管理課）は、避難所や避難経路の表示等の災害に関する案内板について、外国語を併記するなど、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

### (3) 防災知識の普及啓発

市（危機管理課）は、日本語を十分に理解できない外国人のため、避難所マップや防災に関するパンフレットの外国語版の作成に努める。

### (4) 防災訓練の実施

市（危機管理課）は、外国人を含めた防災訓練の実施に努める。

### (5) 通訳・翻訳ボランティアの確保

市（自治文化課）は、災害時に外国語通訳や翻訳ボランティアなどを確保できる体制の確保に努める。

また、災害時にホームページ、SNS\*等で災害情報を外国語で提供できる体制を整備する。

## 第3 社会福祉施設入所者等の安全対策

### 1 施設管理者の取組

社会福祉施設等の管理者は、入所者の安全確保のために次の取組を推進する。

#### (1) 災害対策を網羅した計画の策定

大規模な災害を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や指揮命令系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者への周知徹底を図る。市（危機管理課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、保育幼稚園課、青少年課、介護保険課）はこれを指導する。

#### (2) 緊急連絡体制の整備

##### ア 職員参集のための連絡体制の整備

災害時に迅速に職員を確保するため、電話による緊急連絡網のほか、携帯電話等を用いたメールの一斉配信体制等を整備する。

##### イ 家族への連絡体制の整備

災害時に入所者の安否を確認し、入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡

体制の確立に努める。

(3) 避難誘導体制の整備

非常口等避難経路を確保し、入所者を所定の避難所へ円滑に誘導及び移送できる体制を整備する。

(4) 施設間の相互支援システムの確立

災害時に施設が崩壊、浸水その他の理由により使用できなくなった場合に備え、入所者を他の施設に一時的に避難させる体制や他施設からの避難者の受入体制及び職員の応援体制の整備を行う。

(5) 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるための体制整備を行う。

(6) 飲料水・食料、防災資機材等の備蓄

入所施設においては、次の物資等を備蓄する。

ア 飲料水、食料（介護食等の特別食を含む）（最低3日分、推奨7日分）

イ 常備薬、介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（最低3日分、推奨7日分）

ウ 非常用電源、照明器具、暖房器具

エ 移送用具（担架、ストレッチャー等）

(7) 防災教育及び訓練

施設職員及び入所者に対して、防災に関する知識の普及啓発を定期的に行うとともに、各施設が策定した消防計画について周知徹底し、消防組合や地域住民等との合同防災訓練や夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施する。

特に福祉避難所となる施設においては、在宅の要配慮者などの受け入れを想定した訓練を市や防災関係機関と連携して実施する。

(8) 地域との連携

災害時の入所者の避難誘導や職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から近隣の自治会、自主防災組織、ボランティア団体及び学校等との連携体制の構築に努める。

また、災害ボランティアの派遣要請等の手續が円滑に行えるよう、市との連携体制を整備する。

(9) 施設の安全対策

地震、浸水等に対する施設・設備の整備や非常用電源の確保等を行う。

## 2 市の取組

市（福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、保育幼稚園課、青少年課、介護保険課）は前項の施設管理者の取組を促進するため、必要に応じて指導・支援を行う。

また、災害時には社会福祉施設等へ避難情報等を円滑に伝達する体制を整備する。

## 第10節 物資供給・輸送対策

### 【方針】

- 災害時に、市及び防災関係機関が迅速かつ的確に応急対策を実施するとともに、市民生活の確保のため、水、食料、生活必需品、防災用資機材等の備蓄、調達及び供給の体制を整備する。
- 応急対策活動を効率的に行うため、活動人員や救援物資等の輸送手段を的確に確保する。
- 物資調達や輸送体制を強化するため、物資の調達や輸送の発注方法の標準化や物資拠点における電源・通信設備の整備を進める。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 水・食料・生活必需品・防災用資機材・石油類燃料の供給体制の整備	危機管理課、契約検査課、健康づくり支援課、水道施設課、市民、事業所
第2 緊急輸送体制の整備	危機管理課、契約検査課

### 第1 水・食料・生活必需品・防災用資機材・燃料の供給体制の整備

#### 1 市民等による備蓄の推進

過去の大規模災害においては、物流の混乱等により、飲料水、食料等が満足に調達できない事態が生じている。

大規模災害が発生した場合、本市においても同様の事態が生じるおそれがあることから、市民、事業者等に対して、自ら備蓄をしておくことの大切さについて周知・啓発を行う。

#### 2 給水体制の確保

##### (1) 重要施設への給水体制

市（水道施設課）は、断水により人命への深刻な影響が出る医療機関、社会福祉施設等の重要施設をリストアップし、断水時の給水体制を確保する。

##### (2) 飲料水の給水体制

市（水道施設課）は、地震被害想定による断水人口や災害時の時間経過に応じて必要となる人口当たり水量を考慮し、給水拠点の整備及び応急給水資機材の調達・整備に努める。

##### (3) 検水体制の整備

市（水道施設課）は、緊急貯水槽、井戸、プール、防火水槽、ため池、沈殿池、河川等、比較的汚染の少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前に災害時に水質検査が行える検水体制を整備する。

#### (4) 飲料水の備蓄

市（危機管理課）は、発災直後の応急給水に対応するため、また、避難者等の利便性を考慮してペットボトル飲料等の容器入り飲料を備蓄する。

### 3 生活用水の確保

市（危機管理課、水道施設課）は、トイレ洗浄、清掃、風呂、シャワー、洗濯等の用途に欠かせない生活用水について、受水槽、給水タンク、災害用給水井戸、市指定防災井戸、災害時における井戸水の供給協定締結事業所の工業用井戸など、確保手段の多様化に努める。

### 4 飲料水・食料・生活必需品の供給体制の整備

#### (1) 備蓄、調達計画の策定

市内で活動する災害（救助）従事者、帰宅困難者用の飲料水、食料、生活必需品の備蓄及び調達は、原則として市が行い、県はそれを補完する。

備蓄数量は、地震被害想定による避難者数の1.5日分（県が備蓄する1.5日分と合計で3日分）以上とする。

備蓄する食料については、保存期間が長く、調理不要なものとし、要配慮者や食物アレルギーを持つ者などの多様なニーズに加えて、メニューの種類、栄養バランスについても配慮した品目を選定する。

また、生活必需品については、市民の基本的な生活を確保する上で必要な生活必需品の他、避難所生活に必要な物資を選定する。選定に当たっては要配慮者や女性のニーズに配慮する。

#### (2) 調達体制の整備

市（危機管理課）は、災害時の飲料水、食料、生活必需品の調達に関する災害協定の締結に努める。

また、すでに災害協定を締結している事業者等との間で調達品目、流通備蓄量、災害時の連絡方法及び避難所等への供給方法等について事前に確認、調整する。

### 5 防災用資機材の備蓄

防災用資機材の備蓄及び調達は、原則として市が行い、県はそれを補完する。

救助資機材は、大型備蓄倉庫、小型備蓄倉庫、市役所本庁舎及び自主防災組織備蓄倉庫に配備する。

備蓄数量は、地震被害想定に基づいた県と市の必要量とする。

### 6 医薬品等の供給体制の整備

#### (1) 備蓄の実施

市（危機管理課、健康づくり支援課）は、地震被害想定結果に基づき災害時の医療救護活動のための医薬品等を備蓄する。

また、医療資機材等については、狭山保健所や、災害協定を締結している4師会等が所有する医療資機材等を活用するとともに、市において災害多人数用救急箱、集団災害救急セット等の医療資機材を備蓄する。

## (2) 調達体制の整備

市（危機管理課、健康づくり支援課）は、関係団体及び関係事業者等と十分に協議し、医薬品調達体制の整備に努める。

## 7 物資調達・輸送に関する体制の整備

市（危機管理課、契約検査課）は、あらかじめ備蓄、調達及び輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、国の「新物資システム（B-Pl0）\*」を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

国や県は、甚大な被害を受けていると予測される被災自治体に対し、必要があると判断した場合は、要請を待たずに食料や生活必需品等の供給を行う。

そのため、市（危機管理課、契約検査課）は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整する。

## 8 燃料の確保

市（危機管理課）は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達について、災害協定を締結する埼玉県石油商業組合狭山支部等と協議し、災害時に円滑に燃料を確保する体制を整備する。

# 第2 緊急輸送体制の整備

## 1 緊急輸送ルートの把握等

市（危機管理課）は、災害時の緊急輸送を円滑に行えるよう、市本部、各現地災害対策本部、物資集積拠点（市民総合体育館、農村環境改善センター）、各救護所等を結ぶ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、平常時から防災関係機関との情報共有を行う。

## 2 輸送手段の確保

市（契約検査課）は、輸送体制を整備し、人員及び物資の輸送のための車両等の調達先及び予定数を明確にする。

市有車両や災害協定等により借上予定の車両のうち、災害対策基本法第50条第1項各号に定める災害応急対策事項に使用することが決定している車両については、災害対策基本法施行令第33条に基づく事前届出を行う。

また、災害協定を締結している運送業者等と、災害時に対応可能な車両や運転要員等について事前に調整する。

## 第11節 市民生活の早期再建体制の整備

### 【方針】

- 被災者支援を迅速に行えるよう、罹災証明書\*の交付体制を整備する。
- 災害時の建築物の応急危険度判定等の体制整備のほか、住宅の応急修理及び応急仮設住宅の供給のための体制を整備する。
- 動物の災害対策について、平常時から飼い主への普及啓発を行う。
- 災害時において、幼児、児童生徒及び学生の生命及び身体の安全と教育活動の確保に向けた体制を整備する。
- 災害時の衛生環境の保全のため、災害廃棄物を適切に処分する体制を整備するほか、生活ごみ及びし尿の回収体制を迅速に再構築する体制を整備する。
- 被災した中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する体制を構築する。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 罹災証明書の発行体制の整備	資産税課
第2 応急住宅確保体制の整備	市街地整備課、開発審査課、建築審査課
第3 被災者台帳の整備	避難行動要支援者支援会議（危機管理課、自治文化課、市民課、福祉政策課、障がい者福祉課、高齢者支援課、こども支援課、介護保険課、保健センター）、情報政策課、資産税課
第4 動物愛護体制の整備	環境課
第5 応急教育体制の整備	教育指導課
第6 文化財の保護・保全体制の整備	社会教育課
第7 災害廃棄物処理体制の整備	資源循環推進課、奥富環境センター、稻荷山環境センター、水道施設課、下水道施設課
第8 被災中小企業支援体制の整備	産業振興課

### 第1 罹災証明書の発行体制の整備

市（資産税課）は、災害時に罹災証明書の交付を遅滞なく行えるよう、住家被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、災害応援協定を締結している埼玉土地家屋調査士会と調査体制について事前に調整する。

罹災証明書発行マニュアルを作成し、職員研修を行うとともに、大規模災害時には市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明書の発行等の手続きの標準化を検討する。

さらに、家屋が被災した場合、住家の被害認定や罹災証明書の発行等の手続きを行うため、片付けや修理前の家屋の写真撮影が必要なことについて、平常時から市民等に普及啓発を行う。

## 第2 応急住宅確保体制の整備

### 1 応急措置等の指導・相談

市（開発審査課、建築審査課）は、被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定を行うための体制整備を図るとともに、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止のための住民への広報活動等を行う。

また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談等を行うための体制の確立に努める。

### 2 応急仮設住宅の事前計画

市（市街地整備課）は、災害により家屋を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対し、速やかに仮設住宅が提供できるよう、応急仮設住宅に供する用地を事前に選定する。

応急仮設住宅の設置予定場所は、原則、市有地又は市の借用地とするが、不足する場合については、私有地の借上げを検討する。なお、私有地を活用する場合、地権者等と事前に協議を行う。

## 第3 被災者台帳の整備

市（避難行動要支援者支援会議、情報政策課、資産税課）は、災害時に被災者の支援を総合的かつ効率的に実施する基礎となる被災者台帳を作成するための体制等について整備する。

被災者台帳を作成するために、「被災者支援システム」とその運用体制の充実に努め、被災者台帳情報を共有する庁内関係課で、効果的な運用のための検討を行う。

また、職員向けの運用ルールを記載したマニュアルを作成するとともに、定期的な内部研修を実施する。

## 第4 動物愛護体制の整備

---

市（環境課）は、獣医師会や動物関係団体等と連携し、家庭動物の飼い主に次の事項の必要性について普及啓発する。

- (1) 災害時に行方不明になった家庭動物の飼い主を容易に特定できるよう、事前に家庭動物に迷子札、マイクロチップ等を装着する。
- (2) 災害時の同行避難に備え、餌やケージ・キャリーバッグを備蓄するとともに、ケージ等での生活に平常時から慣らしておく。

## 第5 応急教育体制の整備

---

市（教育指導課）は、所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策の実施を推進する。

また、教材用品の調達及び配給の方法について、あらかじめ計画を立てる。

校長等は学校の立地条件などを考慮した災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法などについて明確な計画を立てる。

## 第6 文化財の保護・保全体制の整備

---

市（社会教育課）は、市内に存在する貴重な文化財について、災害から保護・保全するための対策を講じる。

また、文化財の保護・保全について、平常時から所有者や関係者への意識啓発を行う。

## 第7 災害廃棄物処理体制の整備

---

市（資源循環推進課、奥富環境センター、稻荷山環境センター、水道施設課、下水道施設課）は、狭山市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時に災害廃棄物処理実行計画を速やかに策定し、円滑な処理を実行できるよう、実施体制や災害協定締結団体との協力体制等を整備する。

避難所ごみを含む生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の収集、運搬及び処理体制は、被災後も継続して実施できる体制を整備する。

市は、大規模水害時に人員、資機材及び処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を構築するなど、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討する。

また、災害廃棄物の分別排出、収集、運搬、中間処理及び最終処分等に関する災害廃棄物処理について、計画の策定及び見直しを行う。

## 第8 被災中小企業支援体制の整備

市（産業振興課）は、あらかじめ商工会議所等と連携体制を構築し、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

## 第12節 竜巻等突風対策

### 【方針】

○突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 竜巻等に関する知識の普及	危機管理課、教育指導課
第2 竜巻等突風の被害対策	危機管理課、公共施設管理課、市街地整備課、教育施設管理課
第3 竜巻等突風発生時等の連絡体制の確立	危機管理課

### 第1 竜巻等に関する知識の普及

#### 1 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

市（危機管理課）は、竜巻の発生メカニズムや竜巻発生時の対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発に努める。

#### 2 学校における竜巻等突風対策の指導

市（教育指導課）は、各学校に対して次の対策を講じるよう指導・支援に努める。

- (1) 竜巻発生のメカニズムや竜巻の特徴についての理解を促進し、平常時から竜巻に備える体制を構築するよう指導する。
- (2) 竜巻から身を守る適切な避難行動についての理解を促進させる。
- (3) 安全管理体制の充実を図る。

### 第2 竜巻等突風の被害対策

市（危機管理課、公共施設管理課、市街地整備課、教育施設管理課）は、重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷に対する対策及び耐風対策を進める。

### 第3 竜巻等突風発生時等の連絡体制の確立

市（危機管理課）は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整し、連絡体制の確立に努める。

## 第13節 雪害対策

### 【方針】

○降雪による各種ライフラインへの被害を最小限に抑えるとともに、降雪時の情報収集の方法や事前の対策について市民等へ普及啓発する。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 市民が行う雪害対策	市民
第2 情報通信体制の充実強化	危機管理課、市民
第3 建築物の雪害予防	財産管理課、公共施設管理課、教育施設管理課
第4 道路交通対策	危機管理課、道路維持課、道路管理者
第5 鉄道等交通対策	西武鉄道(株)
第6 ライフライン施設雪害予防	ライフライン事業者

### 第1 市民が行う雪害対策

市民は、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料、飲料水、燃料等の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講じる。

### 第2 情報通信体制の充実強化

#### 1 気象情報等の収集・伝達体制の整備

市（危機管理課）は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

#### 2 市民への伝達及び事前の周知

市（危機管理課）は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ市民へ周知する。

市民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

## 第3 建築物の雪害予防

---

市（財産管理課、公共施設管理課、教育施設管理課）は、市役所本庁舎や学校などの防災活動拠点施設について、雪害に対する安全性の確保に努める。

## 第4 道路交通対策

---

### 1 道路交通の確保

市（道路維持課）は、国、県等との関係機関と連携を強化し、除雪による道路交通の確保及び市民への道路交通情報等の周知を図る。

道路管理者は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材の確保に努める。

### 2 関係機関の連携強化

市（危機管理課）は、降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、国、県等との連絡体制をあらかじめ確立する。

また、異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災活動拠点施設、警察署、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有する。

## 第5 鉄道等交通対策

---

西武鉄道（株）は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画の策定及び要員の確保等の体制整備に努める。

## 第6 ライフライン施設雪害予防

---

ライフライン事業者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的な整備に努める。

また、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者や関係機関等に対して迅速かつ的確に情報を提供できるよう、連携体制の強化を図る。

## 第14節 火山噴火への備え

### 【方針】

- 富士山の噴火等の大規模噴火が発生した際の危険性や市民がとるべき行動等についての普及啓発を行う。
- 降灰によって生じる被害についての予防・事前対策を検討する。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 火山噴火の知識の普及	危機管理課
第2 事前対策の検討	危機管理課、財産管理課、交通防犯課、奥富環境センター、産業振興課、商業観光課、農業振興課、健康づくり支援課、保健センター、建設総務課、道路維持課、水道施設課、下水道施設課

### 第1 火山噴火の知識の普及

市（危機管理課）は、富士山の噴火等の大規模噴火による現象や気象庁が発表する火山情報、市内への影響や予想される事態等について、防災関係機関や市民への普及啓発に努める。

### 第2 事前対策の検討

市（各課）は、降灰によって生じることが想定される事態についての、予防・事前対策を検討する。

#### 【事前の検討事項】

担当	検討事項
財産管理課	降灰による空調機器等への被害軽減対策
交通防犯課	交通規制の実施に係る警察署との調整
危機管理課	防災関係機関の連絡体制の整備
奥富環境センター	降灰処理の体制
産業振興課・商業観光課	企業等に対する降灰による被害想定及び被害軽減対策の周知
農業振興課	農産物等への被害軽減対策
健康づくり支援課・保健センター	市民の健康被害軽減対策
建設総務課・道路維持課	市道の安全対策
水道施設課	上水道施設への影響の軽減対策
下水道施設課	下水道施設への影響の軽減対策

## 第15節 複合災害予防

### 【方針】

○大規模地震、豪雨、大規模事故等が同時又は短期間で連続的に発生する場合を想定し、被害を最小限にするための対策を検討する。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 複合災害に関する防災知識の普及	危機管理課
第2 業務継続性の確保	危機管理課
第3 避難対策	危機管理課
第4 緊急輸送体制の整備	危機管理課、道路維持課

### 第1 複合災害に関する防災知識の普及

市（危機管理課）及び防災関係機関は、複合災害を想定した被害と必要な対応についてパターン別のシナリオを検討する。

なお、想定するシナリオは次の3つのパターンとし、それぞれのパターンに合わせた対応を検討する。

### 【シナリオパターン】

パターン1	先発の災害により災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、被害が拡大化する。 (例) 大規模地震により河川の流下能力や排水機能が低下しているところに、巨大台風が襲来
パターン2	先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に後発の災害に再び襲われ、復旧・復興活動の大幅な見直しが必要な状況になる。 (例) 大規模地震からの復旧・復興活動中に巨大台風が襲来
パターン3	県内や都内で同時に複数の災害が発生し、県などが応援資源を広域分散しなくてはならない状況になり、本市への応援が低下・不足する。 (例) 本市付近に大規模地震が発生し、さらに、県内の別の地域や都内で大規模地震が発生

### 第2 業務継続性の確保

市（危機管理課）及び防災関係機関は、業務施設及び設備等について、耐震性と耐水性を備えた整備を推進し、複合災害が発生した場合においても、重要業務が継続できる体制を確保する。

### 第3 避難対策

市（危機管理課）は、大規模地震発生後の巨大台風の接近を想定したタイムライン\*や避難指示\*等の発令基準、洪水・土砂災害に対応できない避難所からの他の避難所への二次避難など、複合災害に対応した避難対策を検討する。

### 第4 緊急輸送体制の整備

市（危機管理課、道路維持課）は、複合災害が発生し、事前に想定していた緊急輸送道路が使用できなくなる場合を想定し、代替輸送道路及び輸送手段について事前に検討を行う。

## 第16節 広域応援対策

### 【方針】

- 多岐にわたる被災地のニーズに対応し、迅速な支援を行うため、発災直後に現地派遣を行う支援要員の体制整備を行う。
- 首都圏広域災害時には、迅速に県内の被害に対応するとともに、被災都県からの避難者の受け入れ等に必要な体制を整備する。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 広域応援要員派遣体制の整備	危機管理課、職員課
第2 広域避難受入体制の整備	危機管理課、市街地整備課

### 第1 広域応援要員派遣体制の整備

市（危機管理課、職員課）は、相互応援協定に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう体制を整備する。特に、応援ニーズが多い保健、土木等の専門分野の職員等について、円滑に被災地へ派遣できる体制を検討する。

さらに、総務省の応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣を迅速に行えるよう、県と連携して体制を整備する。

### 第2 広域避難受入体制の整備

市（危機管理課）は、広域避難や広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の市区町村からの避難者を受け入れる緊急避難場所及び住宅被災者等を受け入れる避難所を選定しておく。

市（市街地整備課）は、避難者の受け入れが長期化した場合に備え、公営住宅等の空き室状況の把握に努める。

## 第17節 大規模事故災害予防

### 【方針】

- 密集市街地での大規模火災により、多数の死傷者等が発生し、地域の社会経済基盤の喪失につながる事象に対する対策について定める。
- 放射性同位元素等が一般環境中に飛散する事故が発生した場合の影響を考慮し、迅速かつ円滑に対応できる体制を確保する。
- 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を行える体制を確保する。

### 【対策項目と実施担当】

項目	担当
第1 大規模火災予防	危機管理課、消防団、埼玉西部消防組合
第2 放射性物質事故災害予防	危機管理課、資源循環推進課、埼玉西部消防組合、狭山警察署、放射性物質取扱施設の管理者
第3 道路災害予防	道路維持課、道路管理者

### 第1 大規模火災予防

#### 1 避難体制の整備

市（危機管理課）は、密集市街地で延焼火災が発生した場合などに指定緊急避難場所等へ地域住民を円滑に誘導できるよう、平常時から避難場所や避難経路の周知、避難誘導標識の設置に努める。

#### 2 防災訓練

市（危機管理課）、消防団及び消防組合は、大規模火災を想定した市民参加による実践的な避難、消火、救助・救急等の訓練を実施する。

### 第2 放射性物質事故災害予防

#### 1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

放射性物質取扱施設の管理者は、放射性物質の漏えい等による放射線障害のおそれが生じた場合、迅速かつ円滑な対応がとれるよう、あらかじめ市（危機管理課）、消防組合、警察署、国及び県に対する通報連絡体制を整備する。

#### 2 放射性物質取扱施設の把握

市（危機管理課）、消防組合は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

### 3 資機材の整備

市（危機管理課、資源循環推進課）、消防組合及び警察署は、放射性物質事故災害に備えて、災害対応に必要な資機材の整備に努める。

## 第3 道路災害予防

---

道路管理者は、道路施設の異常についてパトロール等により情報を収集する。

また、道路施設に異常が発見され、災害のおそれがある場合には、警察署や道路利用者にその情報を速やかに提供する体制を整備する。